

独立行政法人大学入試センターの
令和3年度における業務の実績に関する評価

令和4年

文 部 科 学 大 臣

1-1-1	評価の概要	・・・ p 1
1-1-2	総合評定	・・・ p 2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1-1-4-1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-1 大学入学共通テスト	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	・・・ p 31
	項目別評価調書 No. I-3 大学情報の提供等	・・・ p 44
1-1-4-2	項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 48
	項目別評価調書 No. II-1 組織体制	・・・ p 48
	項目別評価調書 No. II-2 業務運営	・・・ p 52
	項目別評価調書 No. II-3 給与水準の適正化	・・・ p 59
	項目別評価調書 No. III-1～3 予算、収支計画及び資金計画	・・・ p 63
	項目別評価調書 No. IV 短期借入金の限度額	・・・ p 80
	項目別評価調書 No. V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画	・・・ p 82
	項目別評価調書 No. VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	・・・ p 84
	項目別評価調書 No. VII 剰余金の使途	・・・ p 86
	項目別評価調書 No. VIII その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	・・・ p 88

1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人大学入試センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度
	中期目標期間	令和3年度～令和7年度（第5期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	大学振興課、古田和之
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、奥野真

3. 評価の実施に関する事項
令和4年7月28日 独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		B	—	—	—	—
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下での共通テストの実施であり、かつ、極めて異例な複数の突発的事象に見舞われたが、入念な準備と柔軟な対応により、受験生や大学への周知徹底も図られ、円滑に実施した。「p15 参照」 ・令和3年度共通テスト問題の外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会において、対象31科目の全て(100%)において、総合評価が4段階評価で3(ある程度適切)以上であった。「p9 参照」 ・調査研究に関する外部評価において、中期目標期間の1年目のため、全ての研究課題について、研究成果が入学選抜の改善に活用できると「見込める」内容であるとの評価を受けている。「p33 参照」 ・理事長のリーダーシップの下、共通テストにおける新型コロナウイルス感染症や不測の事態への対応、また、成績提供手数料の値上げをはじめとした経営収支改善など、直面する課題に対応した。「p89 参照」
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・共通テスト本試験直前で、感染力が高い新型コロナウイルスの新たな株(オミクロン株)が大流行する事態に陥ったが、オミクロン株感染者の濃厚接触者でも受験を可能とする条件設定、別室の設定方法等の適切な対策を講じた。「p15 参照」 ・共通テスト本試験初日(1月15日)東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した刺傷事件を受けては、試験場を設定する大学に、実施要領のとおり警備体制の強化に努めるよう速やかに周知するなど円滑な試験実施に努めた。また、精神的動揺により受験できなかった者を追試験受験対象とするなど、受験機会の確保に適切に対応した。「p15 参照」 ・共通テスト本試験2日目(1月16日)未明に発生したトンガ諸島の火山噴火による津波警報・注意報発令を受けては、試験場を設定する大学に対し、実施可能な大学は予定通り実施するよう周知するとともに、受験できなかった者を追試験で、試験中止となった試験場の対象者を再試験でそれぞれ適切に対応した。「p16 参照」

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会における評価において、総合評価は31科目全て3（ある程度適切）以上だったが、項目別評価では、難易度や問題構成といった評価項目で2（あまり適切ではない）もあったことから、今後適正な評価が得られるようさらなる良問の作成に努めること。「p9 参照」 ・試験時間中に電子機器類を悪用した不正行為事案が発生したことから、受験生が公平・公正な環境で安心して試験に臨めるよう再発防止に向け当該事案の検証と必要な対策の検討を行い、適切な不正行為防止対策を講じるよう努めること。「p16 参照」 ・新科目「情報Ⅰ」や経過措置科目について、早期に試作問題を公表するとともに、新教育課程に対応した令和7年度共通テスト（令和6年度実施）が円滑に実施できるよう、着実に準備を進めること。「p29 参照」 ・固定的経費が硬直化しないよう、既存の契約方法の見直し等による固定経費の削減に一層取り組むこと。「p53 参照」 ・18歳人口の減少の将来予測などにより、中長期的な収支の見込を立てた上、収入の確保方策を含めた今後の安定的経営に向けた検討を引き続き行うこと。「p64 参照」 ・廃止した講師寄宿舎について、速やかに国庫納付に向けた手続きを完了させるよう努めること。「p83 参照」
その他改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・共通テスト本試験2日目（1月16日）未明に発生したトンガ諸島の火山噴火による津波警報・注意報発令時の対応などを参考に、同様の事態を想定して「危機管理マニュアル」を見直し、共通テストの実施に影響を及ぼす事象への備えを今一度確認する必要がある。「p89 参照」
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度における大学入試センター全ての業務において、法令等に従い中期計画及び年度計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されており、指摘すべき重大な事項は認められない。 ・検定料や成績提供手数料がどのように使われているのか、また、近年の収支等を、受験生・保護者、高校、大学等のステークホルダーにより分かりやすい形で示すことを検討することが求められる。 ・経費削減の観点から、契約行為の際に、契約相手の固定化、金額の高止まり等を防ぐための仕様書の工夫等、契約方法・内容の改善について文部科学省を含め議論していくことを期待したい。 ・財政状態の改善について、成績提供手数料の値上げにより若干改善したが、引き続き将来的な試算を踏まえ、安定的な経営に向けて文部科学省を含め議論していくことを期待したい。
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（以降「評価基準」とする）」p13）

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 大学入学共通テスト	<u>A○重</u>					<u>I-1</u>	
(1) 共通テストの問題作成	(A)						
(2) 共通テストの円滑な実施	(A)						
(3) 共通テストの採点・成績提供	(B)						
(4) 高等学校学習指導要領等への対応	(B)						
2. 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究.	<u>B○重</u>					<u>I-2</u>	
3. 大学情報の提供等	B					<u>I-3</u>	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1. 組織体制	B					<u>II-1</u>	
2. 業務運営	B					<u>II-2</u>	
3. 給与水準の適正化	B					<u>II-3</u>	

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B					<u>III-1</u> <u>~3</u>	
短期借入金の限度額	—					<u>IV</u>	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産処分に 関する計画	B					<u>V</u>	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	—					<u>VI</u>	
剰余金の使途	B					<u>VII</u>	
IV. その他の事項							
その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	B					<u>VIII</u>	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、本評価書の項目別評価調書の項目別調書No.を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験		
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学入試センター法第13条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（共通テストについては、約55万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があることに加え、新学習指導要領や、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえる必要があるため） 困難度：「高」（感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事態が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分な対策を講じた上で共通テストを実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
試験問題に関して外部評価を行い、95%	各年度 95%	95%	100%						予算額（千円）	11,502,723				

以上が良問であるとの評価を得られているか。														
試験問題に関して自己点検・評価を行い、95%以上が良問であるとの評価を得られているか。	各年度 95%	95%	100%						決算額（千円）	11,118,576				
参加大学に留意点や変更点を解説した説明資料を提供し、閲覧率を100%とする。	各年度 100%	100%	100%						経常費用（千円）	10,944,360				
									経常利益（千円）	1,730,691				
									行政サービス実施コスト（千円）	—				
									行政コスト（千円）	10,890,683				
									従事人員数	63				

※ 経常利益について、当法人は主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しておりますが、検定料収入等は試験事業に計上しています。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 共通テスト実施後、試験問題に関して外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られているか。 参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトで留意点や変更点を分かりやすく解説した説明資料を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を100%とする。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> センターや関係団体の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の 	<p>1 大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）</p> <p>令和4年度共通テスト（以下「令和4年度共通テスト」という場合、令和4年1月に実施した試験をいう。）は、以下の(1)～(4)を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上で実施した。</p> <p>なお、共通テストが参加大学との共同実施であることを踏まえ、以下の取組を行い、参加大学が実施主体であることの認識を高めるとともに、参加大学の意見を令和4年度共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。</p> <p>○実施主体である参加大学の役割について説明するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学入試センター（以下「センター」という。）主催の協議会での説明 入試担当者連絡協議会 ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、令和2年度と同様、参加大学専用の特設サイトで解説付きのスライド資料等を随時提供することなどにより、参加大学の入試担当者等に周知を行った。 依頼があった大学関係団体等の会議での説明・資料提供 国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議（メール会議）、1都3県世話大学入試担当課長連絡会、北海道地区実務担当者会議（WEB会議） <p>○参加大学の意思を反映するための取組</p> <p>大学側の意思がより適切に反映されるよう、共通テストの実施方法を審議する大学入学共通テスト企画委員会の一部委員を、国公私立大学の各団体からの推薦により委嘱している。</p> <p>また、令和3年度共通テスト実施後の取組状況調査において参加大学の意見を求め、令和4年度共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>試験問題に関する外部評価及び自己点検・評価については、良問であるとの評価が年度計画における目標値である95%以上を超えてそれぞれ100%となっており、所期の目標値に対し、105%を達成している。また、参加大学に対し、留意点や変更点を分かりやすく解説した説明資料を提供した。資料は全参加大学（864大学）が閲覧し、所期の目標（資料の閲覧率：100%）を達成した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標において困難度を高く設定した目標について、中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

<p>意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼しているか。</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通テスト実施後、試験問題に関して外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られているか。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領について、必要に応じ見直しを行い、試験問題の作成にあたる委員に対して周知徹底しているか。 <p>その上で、試験問題データベース等の充実を</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 共通テストの問題作成</p> <p>令和4年度共通テストについては、全ての出題教科・科目について適切に出題した。問題作成に当たっては、以下の①～②のとおり計画的かつ着実に良質な試験問題を作成した。特に、試験問題の評価では高等学校関係者等を含む共通テスト問題評価・分析委員会から対象31科目の全てにおいて良問であるとの高い評価が得られ、目標を超えた (p.13(1)②-1参照)。</p> <p>※出題科目としては30科目であるが、評価の対象科目は、英語リスニングも1科目として数えている。</p> <p>①-1 試験問題作成要領等の整備</p> <p>共通テストの目的・趣旨に沿った良質な試験問題を作成するため、令和4年度大学入学選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針(以下「問題作成方針」という。)とともに共通の試験問題作成の基準、作成上の留意事項等をまとめた「試験問題作成要領」(以下「作成要領」という。)を整備している。問題作成方針と作成要領については、教科・科目等別問題作成分科会長会議(以下「問題作成分科会長会議」という。)及び教科・科目等別問題作成分科会(以下「問題作成分科会」という。)において全委員に配付して説明を行うことにより周知徹底したほか、問題点検第一部会委員、問題点検第二部会委員及び教科・科目等別問題作成方針分科会(以下「方針分科会」という。)の高等学校等関係者の委員に対しても問題作成方針と作成要領に基づき試験問題の点検・照合を行うよう周知した。</p> <p>①-2 各データベースの充実</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>試験問題については、年度計画に沿って良質な試験問題の作成に取り組んだ。</p> <p>その結果、試験問題に関する外部評価及び自己点検・評価については、良問であるとの評価が年度計画における目標値である95%以上を超えてそれぞれ100%となっており、所期の目標値に対し、105%を達成している。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>(1) 共通テストの問題作成</p> <p>補助評定：(A)</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期目標において困難度を高く設定した目標について、中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会において、対象31科目の全て(100%)において、総合評価が4段階評価で3(ある程度適切)以上であった。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会における評価において、総合評価は31科目全て3(ある程度適切)以上だったが、項目別評価では、難易度
---	--	---	--

<p>図ることにより、試験問題作成委員の業務量を削減しつつ、秘密保持を徹底しているか。</p> <p>また、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等について、これまでの試験実施結果を踏まえ、問題作成及び点検を行っているか。</p>	<p>試験問題を作成するための基礎資料となる以下のデータベースの充実を図り、必要なデータを容易に得られる体制を整備することで、試験問題作成を効率的に行い、委員の業務負担を軽減した。</p> <p>ア 試験問題データベース</p> <p>平成 15 年度から共通第 1 次学力試験（以下「共通 1 次試験」という。）、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）及び共通テストの試験問題をデータベース化しており、令和 3 年度においては、令和 4 年度共通テストの試験問題を追加した。</p> <p>イ 教科書データベース</p> <p>平成 9 年度から高等学校及び中学校の教科書の掲載内容等をデータベース化しており、令和 3 年度は、引き続き維持・管理することにより、委員の業務負担を軽減した。</p> <p>ウ 国語出典情報データベース</p> <p>平成 18 年度から共通 1 次試験、センター試験、共通テスト及び各大学試験問題の素材文の出典情報をデータベース化しており、令和 3 年度においては、令和 3 年度大学入学者選抜の各大学試験問題（近代以降の文章、古文、漢文）及び令和 4 年度共通テストのデータを追加することにより、データベースを充実させた。</p> <p>①-3 秘密保持</p> <p>試験問題に関する情報管理について、以下のことを実施し、情報が外部に流出しないよう秘密保持の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験問題作成委員氏名を退任 1 年後まで秘匿。 ・試験問題作成委員が問題作成の基礎となる資料を持ち込む場合、センターが貸与するセキュリティ機能付の記録媒体の使用の義務づけ。 ・試験問題作成委員全員に対し、常時試験問題の秘密保持について周知徹底。 ・入退室管理システムを使用し、試験問題作成エリアへの関係者以外の立ち入り規制を徹底。 ・私物保管用ロッカーの利用について周知徹底を行い試験問題作成委員所有のパソコン等の試験問題作成エリア内への持ち込み規制を徹底。 ・試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計算機システムを使用するとともに、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行うなど、厳格な管理体制の徹底。 		<p>や問題構成といった評価項目で 2（あまり適切ではない）もあったことから、今後さらなる良問の作成に努めること。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	--	--	---

①-4 試験問題の作成

試験問題作成は、以下のとおり多くの委員によって十分な時間をかけ作成するとともに、問題作成分科会長会議で問題作成及び点検の際に特に留意する事項を説明し、様々な観点から点検、照合するなど厳格に行った。

問題作成分科会（資料編 p. 3【資料2】参照）

〔委員〕 国公立大学等の教員 22 部会 461 人（各部会 9～27 人）

〔役割〕 本試験・追試験用 6 教科 30 科目の試験問題を、問題作成方針に基づき、過去のセンター試験及び共通テストと試行調査（プレテスト）の実施結果を踏まえ出題範囲、出題内容、記述、難易度等について十分に討議し、約 2 年間で作成。

また、一部の教科・科目では、出題内容の重複や一方の試験問題に他の科目の解答が記述されることがないように各教科・科目間の調整会議を年 2 回開催した。

〔開催回数〕 部会ごとに年間 12～19 回（延べ 320 回、1,163 日）

①-5 試験問題の点検

以下の委員会等を設置し、問題作成分科会が作成した試験問題を様々な観点から点検した。問題点検第一部会では、教科科目第一委員会委員経験等の知見を活かし、問題の構成、内容等の点検を行った。問題点検第二部会では、問題の形式、表現、科目間の整合性等総合的な点検を行ったほか、さらに、複数の科目における記述の重複等から解答が相互に推測されないよう重複点検に特化した点検日を設けるとともに、電子ツールの検索機能を活用し効率的かつ確実な重複点検を行った。また、方針分科会の高等学校関係者の委員は、高等学校教育の立場から、問題の難易度、出題範囲等の点検を行った。

なお、点検に当たっては、各点検委員会が効果的に点検を行えるよう、センターから問題作成における現状や点検の視点等について説明を行った。

ア 問題点検第一部会（資料編 p. 3【資料3】参照）

〔委員〕 問題作成部会及び教科科目第一委員会委員の経験者、学識経験者等

19 部会 149 人（各部会 4～12 人）

〔役割〕 問題の構成、内容、解答及び用字用語等を点検

〔開催回数〕 部会ごとに年間 2～8 回（延べ 74 回、248 日）

イ 問題点検第二部会

〔委 員〕 国公立大学等の教員及び学識経験者 30 人

〔役 割〕 問題の形式、表現及び各科目間の整合性、重複等について総合的に点検。

〔開催回数〕 年間 3 回（21 日）

ウ 教科・科目等別問題作成方針分科会の高等学校等関係者

〔委 員〕 高等学校等関係者 57 人

〔役 割〕 問題の難易度及び出題範囲について、高等学校教育の立場から点検。

〔開催回数〕 科目ごと年間 2 回（延べ 111 日）

①-6 令和 4 年度共通テスト問題に関する実施結果

ア 各教科・科目別平均点等（本試験）の状況（資料編 p. 4～5 【資料 4】参照）

イ 得点調整対象科目間における平均点差

得点調整は、本試験において、地理歴史、公民、理科②の各教科の得点調整対象科目間で、原則として 20 点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合に行うこととしている。ただし、受験者数が 1 万人未満の科目は得点調整の対象としない。

令和 4 年度共通テストでは、最大の得点差は、理科②の物理と化学間の 13.09 点であり、得点調整を実施しなかった。

教科	最 高	最 低	点 差
地理歴史	世界史 B 65.83 点	日本史 B 52.81 点	13.02 点
公 民	倫理 63.29 点	政治・経済 56.77 点	6.52 点
理科 理科 ②	物理 60.72 点	化学 47.63 点	13.09 点

ウ 段階表示

各大学において受験者の多様な評価に活用できるように、各科目の科目別得点及び理科①の合計点に対し、「スタナイン」という方式を用いて、9 段階に換算して段階表示を行った。なお、英語については、リーディング、リスニング別に段階表示を行った。

エ 問題訂正等（資料編 p. 6 【資料 5】参照）

令和 4 年度共通テストの問題訂正等は以下のとおりであった。

- ・問題訂正 本試験 3 件、追試験 4 件

(前年度 共通テスト(1) 3件、共通テスト(2) 8件)

- ・補足説明 本試験 0件、追試験 1件

(前年度 共通テスト(1) 1件、共通テスト(2) 0件)

- ・正解訂正 本試験 0件、追試験 0件

(前年度 共通テスト(1) 0件、共通テスト(2) 0件)

【令和2年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】

〈令和2年度業務実績評価における主要な指摘等〉

- ・問題訂正が前年度に比して増加している。訂正原因を検証し、限りなく0に近づけていけるよう努めることが必要である。
- ・得点調整を実施している。得点調整が生じると、受験生に混乱をもたらし、業務も複雑化するため、得点調整が生じないよう試験問題の難易度に留意した問題作成に努めることが望ましい。

〈上記の指摘事項を踏まえた令和3年度の改善状況〉

- ・令和3年度の改善状況としては、①-6 イ、エのおりとなっており、指摘事項を踏まえ改善が行われているところである。

②-1 令和4年度共通テスト問題の評価(資料編 p. 7~8【資料6】、【資料7】参照)

共通テスト問題評価・分析委員会の各分科会(「外部評価分科会」及び「自己点検・分析・評価分科会」)により、試験問題について、出題科目ごとに①出題のねらい、②出題範囲、③題材、④問題の場面設定、⑤問題構成、⑥表現・用語、⑦難易度、⑧得点のちらばりの8項目について項目別評価を行った結果、そのほとんどが4段階評価の評定値4(適切な問題)又は3(ある程度適切)であり、両分科会における出題科目ごとの総合評価(平均)は、対象31科目※の全てが評定値3以上となることから、共通テストの試験問題として良質な試験問題であったとの結論を得られた。

また、教育研究団体からは、高等学校学習指導要領の目標や範囲に沿った、教科書の内容・範囲を踏まえた基礎的・基本的な問題であったとの評価を受けた。

<p>・評価結果については、ホームページで公開しているか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p> <p><主な定量的指標></p> <p>・参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトで留意点や変更点等を分かりやすく解説し</p>	<p>外部評価分科会及び教育研究団体等から寄せられた評価・意見等については、「大学入学共通テスト問題評価・分析委員会報告書」において問題作成分科会の見解を記す。</p> <p>ア 外部評価分科会</p> <p>〔委員〕 高等学校関係者等 78 人</p> <p>〔役割〕 学校教育に携わる専門的立場からの外部評価。</p> <p>〔評価結果〕 対象 31 科目※の全てについて、総合評価が 4 段階評価で 3 以上であり、良質な試験問題であるとの評価を得た。</p> <p>イ 自己点検・分析・評価分科会</p> <p>〔委員〕 試験問題作成委員 46 人</p> <p>〔役割〕 外部評価分科会の評価、17 関係教育研究団体の評価を踏まえた自己点検・評価</p> <p>〔評価結果〕 対象 31 科目※の全てについて、総合評価が 4 段階評価で 3 以上であった。</p> <p>※出題科目としては 30 科目であるが、評価の対象科目は、英語リスニングも 1 科目として数えている。</p> <p>②-2 「令和 4 年度大学入学共通テスト問題評価・分析委員会報告書（本、追・再試験）」を作成し、令和 4 年 6 月以降にセンターのウェブサイトで公表することとしている。</p> <p><主な業務実績></p> <p>(2) 共通テストの円滑な実施</p> <p>以下のとおり、特記事項に示す事象が生じたものの、全体的には計画的かつ着実に実施した。</p> <p>○令和 4 年度共通テスト実施結果</p> <p>新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、本試験（令和 4 年 1 月 15 日、16 日）の 2 週間後の 1 月 29 日、30 日に追試験を実施した。また、追試験場を</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>令和 4 年度共通テストは、2 年連続のコロナ禍での試験準備・実施となったが、新型コロナウイルス感染症</p>	<p>(2) 共通テストの円滑な実施</p> <p>補助評定：(A)</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期目標において困難度を高く設定した目標について、</p>
--	---	---	--

た説明資料を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を100%とする。

- 全都道府県（48 試験場）に設定した。
- ア 参加大学数 864 大学（うち短期大学 149 大学）
 - イ 試験期日
 - 本試験 令和4年1月15日(土)、16日(日)
 - 追・再試験 令和4年1月29日(土)、30日(日)
 - ウ 志願者数 530,367 人
 - ・現役志願者数 449,369 人
 - ・現役志願率 45.1 %
 - エ 受験者数 488,384 人（受験率 92.08%）
 - オ 成績提供件数 1,532,350 件

【試験実施状況の推移】※令和2年度まではセンター試験の数値。

事 項	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1 志願者数	530,367 人	535,245 人	557,699 人	576,830 人	582,671 人
2 受験者数	488,384 人	484,114 人	527,072 人	546,198 人	554,212 人
3 現役志願率	45.1%	44.3%	43.3%	44.0%	44.6%
4 成績提供件数	1,532,350 件	1,539,357 件	1,636,072 件	1,799,345 件	1,659,425 件
5 追試験許可者数	1,660 人	1,721 人	278 人	643 人	480 人
6 追試験受験者数	1,354 人	1,428 人	230 人	593 人	414 人
7 再試験対象者数	267 人	118 人	47 人	144 人	240 人
8 再試験受験者数	183 人	61 人	9 人	17 人	36 人

※令和3年度の特例追試験については「5 追試験許可者数」「6 追試験受験者数」に含んでいない。

○令和4年度共通テスト当日の試験開始時刻の繰り下げ及び再試験

ア 試験開始時刻の繰り下げ（交通機関の遅延又は事故等によるもの）

37 大学 37 試験場

イ 再試験の実施

3 大学 3 試験場、受験者数 183 人

○東日本大震災による被災志願者への対応

- ・検定料等の免除については、東日本大震災の復興状況に鑑み、被災者等が自宅の全半壊や主たる家計支持者を亡くしたことなどにより、大学進学を断念しないように、検定料及び成績通知手数料について申請に基づき免除した。

令和4年度試験：申請者数 651 人、免除者 625 人、免除総額 11,598 千円

対策を適切に講じたことにより、全体的には計画的かつ着実に実施した。また、参加大学に対し、留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料を提供した。資料は全参加大学（864 大学）が閲覧し、所期の目標（資料の閲覧率：100%）を達成するとともに、周知徹底が図られた。

<課題と対応>

ー

中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。

- ・前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下での共通テストの実施であり、かつ、極めて異例な複数の突発的事象に見舞われたが、入念な準備と柔軟な対応により、受験生や大学への周知徹底も図られ、円滑に実施した。
- ・追試験では、全国 47 都道府県 48 試験場を設定し、新型コロナウイルス感染症などによる体調不良の受験生等が追試験を選択しやすい環境を構築した。追試験受験者数は 1,354 人（前年度 1,428 人）と前年度に引き続きコロナ禍前と比べて多数となったが、問題なく実施した。
- ・本試験直前で、感染力が高い新型コロナウイルスの新たな株（オミクロン株）が大流行する事態に陥ったが、オミクロン株感染者の濃厚接触者でも受験を可能とする条件設定、別室の設定方法等の適切な対策を講じた。
- ・本試験初日（1月15日）東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した刺傷事件を受けては、試験場を設定する大学に、実施要領のとおり警

	<p>(令和3年度試験：申請者数 718 人、免除者 676 人、免除総額 12,496 千円)</p> <p>○利用者の利便性向上に向けた取組状況</p> <p>受験票とともに配付する「受験上の注意」において、下記の注意点を掲載し、周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験するに当たり特に気を付けるべき事項 ・受験票を確認する際のポイント ・試験当日及び試験時間中の注意事項 ・新型コロナウイルス感染症対策 <p>このほか、センターのウェブサイト、解答用紙の解答科目欄等のマーク誤りへの注意喚起を図るため、解答科目欄の不適切なマーク例等を掲載した。</p> <p>さらに、試験当日に交通機関の遅延・運休があった場合や急病等となった場合に受験者が落ち着いて対処できるよう、試験実施数日前からセンターウェブサイトのトップページに発生した場合の対応を掲載した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、本試験（令和4年1月15日、16日）の2週間後の1月29日、30日に追試験を実施した。また、追試験場を全都道府県（48試験場）に設定した。</p> <p>イ 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日付け大学入学者選抜協議決定、令和3年12月24日改定、令和3年12月28日改定）を踏まえ、共通テストの実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を定め、9月に公表し、各関係団体、大学・高等学校関係者等に通知した。</p> <p>ウ 受験票とともに送付する「受験上の注意」に、基本的な感染対策に加え、自主検温等の健康観察を試験の2週間前から実施することや、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、無理して受験せず追試験の受験を申請すること、試験場内では常にマスクを正しく着用（鼻と口の両方を確実に覆う）すること、及び昼食時は他者との会話を控え、指定された時間に自席でとることなどの感染症対策を記載し、受験者へ周知した。</p> <p>エ 「受験上の注意」は、受験票の送付に先行してセンターのウェブサイトに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等に関するQ&A等を掲載し、感染対策の徹底について周知した。</p> <p>○業務の効率化についての取組状況</p> <p>業務の効率化の観点から、出願受付や成績通知業務を民間に委託するとともに、共通テスト実</p>	<p>備体制の強化に努めるよう速やかに周知するなど円滑な試験実施に努めた。</p> <p>また、精神的動揺により受験できなかった者を追試験受験対象とするなど、受験機会の確保に適切に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本試験2日目（1月16日）未明に発生したトンガ諸島の火山噴火による津波警報・注意報発令を受けては、試験場を設定する大学に対し、実施可能な大学は予定通り実施するよう周知するとともに、受験できなかった者を追試験で、試験中止となった試験場の対象者を再試験でそれぞれ適切に対応した。 ・障害のある者等への受験上の配慮については、対象者が過去最高の3,685人（前年度3,187人）となる中、個々の障害に応じ、印刷による問題冊子の配付等きめ細かな配慮を実施した。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験時間中に電子機器類を悪用した不正行為事案が発生したことから、受験生が公平・公正な環境で安心して試験に臨めるよう再発防止に向け当該事案の検証と必要な対策の検討を行い、適切な不正行為防止対策を講じるよう努めること。 ・電子出願システムの導入については、
--	--	--

	<p>施後に、各参加大学から意見・要望を聴取し、各種マニュアル等を見直すなど、参加大学と連携して業務改善に向けた取組を行うこととしている。</p> <p>試験場・試験室の割当てについては、専用のウェブサイトにより試験場・試験室の登録及び割当て結果の確認・修正を行うなど、効率的に業務を行った。また、複数の試験場を仮想的に1試験場とみなすことによるスケールメリットを活かした試験場のグループ化を実施することにより、1試験場に特定の割当パターンを集中させることが可能となり、試験の複雑化を極力回避し、効率的に試験場・試験室を活用した。</p> <p>○受益者負担の妥当性・合理性</p> <p>センターは、平成23年度から、国からの運営費交付金が交付されない独立行政法人となっており、事業の効率化に努め、検定料収入、成績提供手数料等の自己収入を主たる財源として試験業務を行っている。</p> <p>○令和4年度共通テスト本試験における特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した事件 <p>1月15日朝、受験者を含む3人が被害に遭う刺傷事件が発生したことを受けて、試験場を設定する大学に対し、実施要領のとおり引き続き試験場の警備体制の強化に努めてもらうよう速やかに周知を行った。また、精神的動揺により受験できなかった者を追試験受験対象とし、4人を追試験で対応した。</p> ・津波警報・津波注意報の発令 <p>1月16日未明、太平洋側を中心にトンガ諸島の火山噴火による津波警報・津波注意報が発令されたことを受けて、試験場を設定する大学に対し、試験実施可能な大学については予定どおり試験を実施すること等を周知した。また、公共交通機関の遅延・運休により受験できなかった者を追試験受験対象とし、6人を追試験で対応した。なお、試験中止となった1試験場181人については、再試験で対応した。</p> ・試験時間中に電子機器類（スマートフォン）を使用した不正行為 <p>受験者が試験時間中にスマートフォンを使用して試験問題を撮影し、あらかじめ解答を依頼していた外部の者に送信して解答を得た事案が発生したことから、当該受験者に対して不正行為として認定し、全ての教科・科目の成績を無効とした。また、これについては、実施方法部会に情報通信の専門家を加えた「不正行為防止検討ワーキンググループ」を新たに設置し、不正行為の未然防止に係る対応策等について検討することとした。</p> 		<p>利用者の利便性向上の観点のみならず、安心かつ確実に活用されるものとなるよう、関係者の理解を十分得ながら進めるよう努めることが望ましい。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	---	--	--

<p>＜その他の指標＞</p> <p>・秘密保持に十分留意の上、試験の円滑な実施や試験問題の適切な管理及び輸送に関する方針を定め、参加大学に配布する実施・監督・輸送等に関わる各種マニュアルについて、参加大学の意見も踏まえ、必要な改善を行っているか。</p>	<p>①-1 令和4年度共通テストの企画・立案</p> <p>試験の実施結果や各参加大学からの意見・要望を踏まえて、改善方を整理するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省の試験実施に関するガイドラインに基づき、令和4年度共通テストにおいて各大学が対応する内容を整理した「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等について」を、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討した上で策定するとともに、令和4年度共通テストの実施方法及び各種マニュアルの作成に反映した。</p> <p>①-2 実施要領、監督要領、輸送要領の整備</p> <p>共通テストは、同一の期日に同一の試験問題によって実施する全国規模の試験であることから、毎年度、各試験場において公平かつ円滑に試験が進められるよう、統一的な基準を示す実施要領・監督要領・輸送要領を整備し、適宜見直しを行うこととしている。</p> <p>令和4年度共通テストでは、各要領の見直しに当たり、令和3年度共通テスト実施後の参加大学からの意見・要望を踏まえ、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討した上で、各種マニュアルを改訂した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、各要領において必要な事項の改定を行った。</p> <p>【主な実施方法の変更点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験時間中に試験室内で体調不良を申し出て、追試験受験申請を希望した場合、当該試験時間の教科・科目は対象とせず、次の試験時間帯以降の教科・科目を対象とすること。 ・体調不良を申し出た遅刻者等の対応方法や、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると監督者において判断し、受験を中断する場合の対応方法を整理。 ・追試験受験申請の受付及び許可手続に関して、試験当日に試験場に到着してから体調不良を申し出て、追試験受験申請をする場合の手続方法を追記。 ・監督者の指示事項に、「試験時間中は常に鼻と口の両方を確実に覆うようマスクを正しく着用」することを追加。 <p>【主な輸送方法の変更点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学到着後のキャンパス内外への輸送に関する報告様式を変更。 		
--	---	--	--

<p>・参加大学の関係者に対して、留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料等を提供し、周知徹底を行うとともに、各参加大学において学内関係者に周知徹底を図るよう要請しているか。</p>	<p>・各大学からのリスニング機器の返却に関するファックス報告を廃止。</p> <p>①-3 大学・監督者への周知</p> <p>以下のア・イのとおり大学・監督者への周知徹底を図った。</p> <p>ア 説明資料の提供等</p> <p>従前、参加大学向けに入試担当者連絡協議会を実施していたところではあるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、参加大学専用の特設サイトにより、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領・監督要領・輸送要領・成績提供要領をもとに、令和4年度共通テストの実施方法の変更点や、新型コロナウイルス感染症対策として必要な事項を中心に試験実施業務等の具体的内容について周知を行った。</p> <p>特に、スライド資料について、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ周知しやすいように、実施要領等の解説を併せて提供するとともに、過去のトラブルや対応事例を精選し、関係者の理解を得るよう改善した。</p> <p>また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよう工夫した。</p> <p>[資料提供状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の提供回数 9月：1回、11月：2回、12月：2回、1月：1回 ・対象大学数 864大学 ・各資料を確認した大学数 864大学（100%） <p>イ 監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底</p> <p>各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通テストは参加大学がセンターと協力して共同で実施する試験であること ・各担当の業務内容 ・前年度共通テストとの変更点 ・各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者に多大な影響を与えるおそれがあること 		
--	---	--	--

<p>・ 秘密保持に十分留意した試験問題の適切な管理及び輸送を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不測の事態が発生した場合の対応方法等 ・ 新型コロナウイルス感染症対策 <p>さらに、監督業務を理解する上での補助資料として、視覚的に業務を理解してもらえるように、「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を制作し、参加大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。</p> <p>また、11月に参加大学に対し、関係教職員への留意点の周知徹底、体調不良を申し出た受験者対応の予行演習、英語リスニングの予行演習及びマニュアル整備を依頼する文書を発出し、依頼した。</p> <p>①-4 試験問題等の適切な管理</p> <p>以下のア、イのとおりセンター及び各実施大学において試験問題等の適切な管理を行うとともに、試験問題等の管理上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時における連絡体制及びマニュアルの整備等を行った。</p> <p>ア センターにおける管理</p> <p>試験問題等を適切に管理するため、保管倉庫については、24時間機械警備を行うとともに厳格な入退手続きを徹底した。</p> <p>イ 各実施大学における管理</p> <p>適正な試験問題の保管・管理体制を構築するため、各参加大学に対し、輸送要領の概要説明を含めたスライド資料を送付し、試験問題等の保管・管理上の留意点、特に秘密の保持について周知徹底を図った。また、新たに試験場を設定する場合等は、当該大学に対し、試験問題等の保管・管理体制について調査票による調査を実施し、必要な助言を行った。</p> <p>①-5 試験問題等の適切な輸送</p> <p>以下のア、イのとおりセンター及び各実施大学において試験問題等の適切な輸送を行うとともに、試験問題等の輸送上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時における連絡体制及びマニュアルの整備等を行った。</p> <p>ア センターから各実施大学に向けた輸送</p> <p>センターは、輸送計画を立てた上で、輸送会社、警備会社を含めて入念な打合せを行い、3者の緊密な連携によって、試験問題等を適切に輸送した。</p>		
---	--	--	--

<p>・受験者及び高等学校に配布する受験案内等について、高等学校関係者の意見も踏まえ、必要な改善をしているか。</p> <p>・教育委員会を含む高等学校関係者に対して、出願手続、受験上の留意点等について、インターネットを利用して解説資料の提供等を</p>	<p>また、警察庁等に対し、文書や直接訪問により試験実施及び試験問題等の輸送時における警備協力を要請した。</p> <p>イ 各実施大学から各試験場に向けた輸送</p> <p>複数の試験場を設定する大学は、各大学で輸送計画を策定し各試験場への試験問題等の輸送を行った。</p> <p>センターは、各参加大学に対し、解説付きのスライド資料を提供し、輸送に関する留意点、特に安全で確実な輸送体制の確保及び秘密の保持について周知徹底を図った。</p> <p>その結果、全ての大学が確実に試験問題等を輸送した。</p> <p>②-1 「受験案内」の作成・配付</p> <p>受験者及び高等学校関係者に対しては、共通テストの出願・受験等に必要な事項をまとめた「受験案内」を実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で審議の上で作成し、配付している。</p> <p>令和4年度共通テスト用「受験案内」では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う変更点が分かりやすく伝わるよう留意した。</p> <p>「受験案内」等は、令和3年9月1日から、各参加大学及び全国学校案内資料管理事務センターを通じて高等学校及び受験者等に790,560部配付した。</p> <p>②-2 志願票等の取りまとめ依頼</p> <p>高等学校等に在籍する卒業見込者の円滑な出願に資するため、卒業見込み者の志願票等は学校において取りまとめてセンターに提出するよう高等学校等に従前から協力を依頼している。</p> <p>②-3 説明動画資料の提供等</p> <p>従前、高等学校等向けに説明協議会を実施していたところではあるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、ウェブサイトにて新型コロナウイルス感染症対策に伴う変更点及び出願受付等についての説明動画資料を掲載して、教育委員会等を含む高等学校関係者に対して志願者が間違いなく出願できるよう指導を依頼するとともに、出願書類の取りまとめ等、共通テストの実施についての協力を要請した。</p>		
---	--	--	--

<p>行い周知するとともに、教育委員会を通じて、各学校において関係教員や生徒に周知徹底するよう要請しているか。</p> <p>・受験者の利便性や参加大学の立地状況を考慮しつつ、効率的に試験場等を活用しているか。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じているか。</p>	<p>③ 効率的な試験場の活用</p> <p>試験場（点字試験場を除く。）については、受験者の利便性に配慮し、効率的に試験場を配置した結果、試験場数としては、674 試験場となった。</p> <p>また、追試験については、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等に対応できる選択肢を確保するため、特例的に47 都道府県に各1 試験場を基本とし、48 試験場を設定準備した。</p> <p>④-1 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、本試験（令和4年1月15日、16日）の2週間後の1月29日、30日に追試験を実施した。また、追試験場を全都道府県（48 試験場）に設定した。</p> <p>イ 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日付け大学入学者選抜協議会決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、共通テストの実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を定め、9月に公表し、各関係団体、大学・高等学校関係者等に通知した。また、受験者に対しては、受験票とともに送付する「受験上の注意」により、基本的な感染対策に加え、自主検温等の健康観察を試験の2週間前から実施することや、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、無理して受験せず追試験の受験を申請すること、試験場内では常にマスクを正しく着用（鼻と口の両方を確実に覆う）すること、及び昼食時は他者との会話を控え、指定された時間に自席でとることなどを徹底した。</p> <p>ウ オミクロン株への感染が確定した患者等の濃厚接触者の対応のため、ガイドラインが令和3年12月28日に改定されたことを受け、共通テストの実施に当たって、オミクロン株への感染が確定した患者等の濃厚接触者が受験する場合の要件や試験場における別室の設定方法等につ</p>		
---	--	--	--

<p>・電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進めるため、課題の整理を行っているか。</p> <p>・障害のある者等に対し、障害等の種類・程度に応じた受験上の配慮を一人一人の申請をきめ細かに確認した上で適切に実施しているか。</p>	<p>いて、新型コロナウイルス感染症対策等及び「受験上の注意」を改正し、センターのウェブサイトで公表するとともに、各関係団体、大学・高等学校関係者等に通知した。</p> <p>エ 問題作成においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一部の委員入室人数の制限など予防対策を行った。</p> <p>④ー２ 緊急対応用の試験問題</p> <p>大規模な再試験及び問題漏洩等の不測の事態に備え、平成25年度～平成27年度に作成し保管していた緊急対応用試験問題について、点検を行った上で、令和3年2月に特例追試験の試験問題として活用した。令和3年度から、問題漏洩等の不測の事態に備え、2年計画で新たな緊急対応用試験問題の作成を開始した。</p> <p>⑤ 電子出願等システムについて</p> <p>調達に向けて決定すべき要件や既存システムとの連携方法を整理することを目的として、電子出願事業に精通した事業者へ共通テストへの電子出願導入の影響調査を委託し、データの運用フローや既存システムとの連携方法等について知見を深めた。</p> <p>並行して、既に電子出願を導入している国公立大学教職員からのヒアリングを実施し、具体的な出願方法の検討や問題点の洗い出しを行った。</p> <p>以上の結果を踏まえ、センター内外と調整を行い、調達内容及び基本的な要求要件を作成した。11月には資料提供招請を実施し、複数の事業者から資料の提供を受けた。その結果を踏まえ、今後予定している意見招請に向けて、仕様策定委員会において仕様書の作成を行った。</p> <p>⑥ 障害のある者等への受験上の配慮</p> <p>共通テストにおいて実施している障害のある者等への受験上の配慮については、各大学における受験上の配慮に関する先進的な取組のモデルに資するべく、受験者一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施するものとし、令和4年度共通テストにおいては、以下のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある者等が共通テストにおいて受験上の配慮を申請するための「受験上の配慮案内」について、申請しやすいように以下のとおり見直しを行った。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、基礎疾患等があることにより感染症が重 		
---	--	--	--

・受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室を設定する大学に対して、確実に設定されるよう要請しているか。

症化するリスクが高い志願者に向けて、別室や個室での受験を申請できることや、その申請方法を分かりやすく記載したページを新設した。

- ・例年間合せや申請誤りの多い事項について、Q&A形式で解説したページを新設した。
- ・7月上旬の「受験上の配慮案内」の公表とともに、高等学校等関係者向けに「受験上の配慮案内」説明資料及び説明動画をセンターのウェブサイトに掲載して周知した。また、特別支援学校関係校長会に対し各特別支援学校への周知を依頼した。
- ・「受験案内」、「受験上の配慮案内」の内容を視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用して確認できるように、画像データをセンターのウェブサイトに掲載する際、テキストデータを併せて掲載した。
- ・文字・チェック解答用紙の見本について、イメージを「受験上の配慮案内」に掲載することに加え、解答枠を原寸大にした見本をセンターのウェブサイトに掲載した。
- ・障害のある受験者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努める観点から、以下の配慮を初めて実施した。また、パソコンやタブレット端末の利用、人による問題文等の読み上げ、受験者の症状や状態等に応じ加工した問題冊子（下線部・傍線部を強調した問題冊子、漢字にルビを振った問題冊子等）の配付等の配慮についても引き続き実施した。

【肢体不自由のある受験者に対する配慮】

- ・チェック解答用紙2ページ分を1枚に印刷して配付（チェック解答用紙の枚数の多さにより、解答用紙をめくるなどの動作に困難が生じるため。）

受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室の設定については、受入れに必要な設備等の有無や受験者の利便性を考慮し、確実に試験場・試験室が設定されるよう要請した。

- ・受験上の配慮が必要な者が年々増加していることに鑑み、各大学に対して受験上の配慮が必要な者の積極的な受入れについて要請した。

【受験上の配慮許可者数】（詳細については、資料編 p. 9 【資料 8】 参照）

（ ）内は令和3年度試験

障 害 区 分	配慮事項	令和4年度試験
視覚障害	点字解答（時間延長）、文字解答（時間延長）、その他（拡大鏡等の持参使用等）	115 人 (115 人)
聴覚障害	手話通訳、文書伝達、補聴器の装用等	537 人 (496 人)

肢体不自由	チェック解答（時間延長）、代筆解答（時間延長）、別室設定、座席指定等	296 人 (309 人)
病 弱	別室設定、座席指定等	898 人 (683 人)
発達障害	時間延長、チェック解答、別室設定、座席指定等	406 人 (370 人)
そ の 他	別室設定、座席指定等	1,433 人 (1,214 人)
合 計		3,685 人 (3,187 人)

※ 重複障害の者は、程度が重い障害区分に計上。

【受験上の配慮許可者数のうち拡大文字問題冊子配付許可者数内訳】

() 内は令和3年度試験

区 分	ポイント	令和4年度試験
視覚障害	22 ポイント	29 人 (29 人)
	14 ポイント	41 人 (45 人)
聴覚障害	22 ポイント	0 人 (0 人)
	14 ポイント	2 人 (0 人)
肢体不自由	22 ポイント	2 人 (0 人)
	14 ポイント	5 人 (8 人)
病 弱	22 ポイント	0 人 (0 人)
	14 ポイント	1 人 (0 人)
発達障害	22 ポイント	10 人 (10 人)
	14 ポイント	43 人 (40 人)
そ の 他	22 ポイント	0 人 (1 人)
	14 ポイント	2 人 (1 人)

※ 重複障害の者は、程度が重い障害区分に計上。

<評価の視点>

—

<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> 成績請求データ等作成及び取扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュアルを整備しているか。</p> <p>・参加大学に対して、成績提供について説明資料等を提供し、周知徹底を行っているか。</p> <p>・情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行っているか。</p>	<p>(3) 共通テストの採点・成績提供 共通テストの採点・成績提供については、以下の①～③を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>①ー1 成績提供要領の整備 各参加大学が円滑に成績請求及び提供を受けられるよう、手続きの詳細を記した成績提供要領を整備した。 令和4年度共通テストでは、次の点について新たに記載し、成績提供の改善を図った。 ・過年度請求の手続き及び提供データについて、センター試験の場合と共通テストの場合に分け、詳細に分かりやすく記載した。</p> <p>①ー2 成績提供要領の周知徹底 参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して成績提供要領及び説明資料等を提供し、手続きの具体的内容及び留意点等について周知徹底を図った。</p> <p>②ー1 情報処理システムの適切な管理・運営 電子計算機、OMR（光学式マーク読取装置）を適切に管理・運営するため、以下のことを実施し、正確な採点及び成績提供を行った。</p> <p>ア 電子計算機 ・共通テストの実施方法等の変更に対応してプログラム等を修正。 ・サーバ等の機械部・冷却部等の清掃・調整、診断プログラムによる動作確認、障害発生時の障害記録による障害箇所の調査・確認等の保守点検を実施。令和3年度においては、年間24日間実施。また、本試験と追・再試験の当日及び成績提供開始日からの16日間、保守員をセンター内に待機させ万全の保守体制をとった。</p> <p>イ OMR（Optical Mark Reader／光学式マーク読取装置） ・共通テストの実施方法等の変更に対応してプログラム等を修正。 ・各装置のマークシート搬送路等の機械部分の清掃・注油・調整、OMRの心臓部であるカメラ部分の機械的、電気的、光学的な調整等の保守点検を実施。令和3年度においては、年間75</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 年度計画に沿って着実に実施した。各大学が円滑かつ確実に成績請求及び提供を受けられるよう、成績提供要領を整備した。 また、参加大学に対し、成績請求及び提供について解説した説明資料を提供し、周知徹底が図られた。 なお、成績提供件数は1,532,316件となった。</p> <p><課題と対応> —</p>	<p>(3) 共通テストの採点・成績提供 補助評定：(B) <評定に至った理由> 中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>
---	---	--	---

日間実施。

②-2 採点

正確な採点のため、適切に管理・運営された電子計算機、OMR を使用し、全ての答案について2回ずつ読取りを行って万全を期した。

また、答案読取り及び採点処理等の下記期間中は、不測の事態に備えるため、それぞれのシステムエンジニアをセンターに常駐させた。

常駐期間 令和4年1月17日～20日、1月31日、2月1日（6日間）

・答案等枚数・読取枚数

答案等枚数 3,321,822 枚

OMR 読取枚数※ 6,650,632 枚

※照合不一致、読取順の誤りに伴う再読取枚数を含む。

②-3 成績提供の実績

参加大学の大学入学者選抜に利用するため、共通テストの成績を参加大学の請求に基づき提供している。

なお、令和4年度共通テストの成績提供の実績は以下のとおりであり、提供件数は、令和元年度試験時の過去最高から、3年連続で、志願者数とともに減少が続いている。

ア 当年度成績提供大学数・提供件数

大学数 859 大学（前年度 860 大学）

提供件数 1,532,316 件（前年度 1,539,331 件）

（内訳）

国立大学 322,734 件（前年度 317,052 件）

公立大学 135,015 件（前年度 137,612 件）

私立大学 1,069,100 件（前年度 1,078,354 件）

短期大学 5,237 件（前年度 6,149 件）

公立専門職大学 145 件（前年度 47 件）

私立専門職大学 85 件（前年度 117 件）

<p>・試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、令和4年度の入学者選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知しているか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>イ 過年度成績提供大学数・提供件数</p> <table border="0"> <tr> <td>大学数</td> <td>14 大学</td> <td>(前年度</td> <td>16 大学)</td> </tr> <tr> <td>提供件数</td> <td>34 件</td> <td>(前年度</td> <td>26 件)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>国立大学</td> <td>0 件</td> <td>(前年度</td> <td>0 件)</td> </tr> <tr> <td>公立大学</td> <td>0 件</td> <td>(前年度</td> <td>0 件)</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>34 件</td> <td>(前年度</td> <td>23 件)</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>0 件</td> <td>(前年度</td> <td>3 件)</td> </tr> <tr> <td>公立専門職大学</td> <td>0 件</td> <td>(前年度</td> <td>0 件)</td> </tr> <tr> <td>私立専門職大学</td> <td>0 件</td> <td>(前年度</td> <td>0 件)</td> </tr> </table> <p>③ 成績開示希望者への成績通知の実績</p> <p>令和4年度共通テストの成績の開示を希望する受験者に、成績を通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績通知書送付数 438,104 人 (前年度 441,267 人) ・成績通知書送付率 82.6% (前年度 82.4%) <p>(全志願者に対する通知書送付数の割合)</p>	大学数	14 大学	(前年度	16 大学)	提供件数	34 件	(前年度	26 件)	(内訳)				国立大学	0 件	(前年度	0 件)	公立大学	0 件	(前年度	0 件)	私立大学	34 件	(前年度	23 件)	短期大学	0 件	(前年度	3 件)	公立専門職大学	0 件	(前年度	0 件)	私立専門職大学	0 件	(前年度	0 件)		
大学数	14 大学	(前年度	16 大学)																																				
提供件数	34 件	(前年度	26 件)																																				
(内訳)																																							
国立大学	0 件	(前年度	0 件)																																				
公立大学	0 件	(前年度	0 件)																																				
私立大学	34 件	(前年度	23 件)																																				
短期大学	0 件	(前年度	3 件)																																				
公立専門職大学	0 件	(前年度	0 件)																																				
私立専門職大学	0 件	(前年度	0 件)																																				

<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・新学習指導要領に対応した試験を適切に実施するため、文部科学省の「大学入試のあり方検討会議」など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要に対応を行うとともに、実施方法等について検討を進めているか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>(4) 高等学校学習指導要領等への対応</p> <p>令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領（平成30年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した共通テストについて、令和3年7月に取りまとめられた文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言の内容も踏まえつつ、以下①～④を行った。</p> <p>また、令和7年度共通テストに関するセンターにおける検討状況や今後のスケジュールについて、受験者、高等学校、大学等の関係者に一元的に把握してもらえるよう、それらを整理したものを10月及び12月に各関係団体に周知を行うとともに、センターのウェブサイトにおいて公表するなど、積極的な周知を行った。</p> <p>① 実施期日、試験時間、経過措置の検討</p> <p>実施期日、試験時間、経過措置について、大学入学共通テスト企画委員会において検討し、センターとしての案をまとめた。センター案については文部科学省に提出し、文部科学省より、令和3年9月に「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」が公表された。</p> <p>なお、検討に際しては、文部科学省と調整するとともに、特に「情報」の経過措置については、大学・高等学校の関係団体に意見照会を行う際、複数案を示し、それぞれの案に対する課題を示すなど、各関係団体との多面的な議論の上で決定されるよう連携を図った。</p> <p>② 「情報」の出題方法の検討・公表</p> <p>「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」において、旧教育課程（平成21年告示高等学校学習指導要領に基づく教育課程）における選択必修科目「社会と情報」及び「情報の科学」に対応する経過措置を講じることとされたことを受け、「情報」の出題方法について、大学入学共通テスト企画委員会において検討し、『情報Ⅰ』とは別に旧教育課程の「社会と情報」及び「情報の科学」の内容を出題範囲とする経過措置科目を出題することとした。</p> <p>なお、決定した内容について、各関係団体に通知するとともに、センターのウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>③ 出題方法、問題作成方針</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>令和7年度大学入学共通テストを適切に実施するため、文部科学省や関係団体と連携しつつ、必要な検討を着実に進めている。</p> <p>また、その検討状況等をセンターのウェブサイトにおいて公表するなど、広く周知した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>（4）高等学校学習指導要領等への対応</p> <p>補助評定：（B）</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・新科目「情報Ⅰ」や経過措置科目について、早期に試作問題を公表するとともに、新教育課程に対応した令和7年度共通テスト（令和6年度実施）が円滑に実施できるよう、着実に準備を進めること。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	---	---	--

	<p>新教育課程試験問題調査研究特別部会の下に置く研究分科会等において、新学習指導要領を踏まえた各教科・科目の問題作成の方向性や、令和4年度中の各教科・科目の問題作成の方向性（地理歴史、公民、数学、情報の試作問題を含む）の公表に向けた検討を行った。</p> <p>なお、「情報」については、「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」において、旧教育課程（平成21年告示高等学校学習指導要領に基づく教育課程）における選択必修科目「社会と情報」及び「情報の科学」に対応する経過措置を講じることとされたことを受け、「社会と情報」及び「情報の科学」の内容を出題範囲とする経過措置科目についても試作問題を作成することとし、研究分科会等において、問題作成の方向性について検討を行った。</p> <p>④ 得点調整の対象教科・科目の検討・公表</p> <p>得点調整の対象教科・科目について、得点調整検討部会及び大学入学共通テスト企画委員会において検討し、令和7年度共通テストにおける得点調整の対象教科・科目を決定した。なお、共通テスト参加大学が共通テストにおいて課す教科・科目の検討を遅滞なく行えるよう、早急に検討し、決定した。</p> <p>なお、決定した内容について、各関係団体に通知するとともに、センターのウェブサイトにおいて公表した。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学入試センター法第13条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（共通テストや個別の大学入学者選抜の不断の改善に向け、新学習指導要領に対応した共通テストにおける得点調整の在り方などの中期的な課題だけではなく、CBTを始めとする新技術を活用した大規模試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方を提示することが不可欠であるため） 困難度：「高」（特に、得点調整や新技術を活用した試験に関する調査研究は、求められる達成水準が高いだけでなく、社会的影響も大きいことから、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
外部評価委員会において、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果	各年度 80%	80%	100%※					予算額（千円）	522,982				

が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を80%以上の研究課題で得る。															
									決算額(千円)	339,010					
									経常費用(千円)	486,864					
									経常利益(千円)	△ 345,558					
									行政サービス実施コスト(千円)	—					
									行政コスト(千円)	552,786					
									従事人員数	27					

※ 指標等のうち、「外部評価の結果、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受けた研究課題の割合」を示している。

※ 経常利益について、当法人は主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しておりますが、検定料収入等は試験事業に計上しています。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><主な定量的指標></p> <p>外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上とする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>2 大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究</p> <p>大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究として、以下の(1)~(5)を計画的かつ着実に実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究を年度計画や研究開発戦略（令和3年3月策定）に基づき着実に実施している。</p> <p>外部評価委員会における評価の結果、全て（100%）の研究課題について、研究成果が入学選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受け、所期の目標（80%以上）達成した。今後、研究成果が入学選抜の改善に活用できるよう、計画的かつ着実に実施していく。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p>・科学研究費補助金については、令和3年度は新規に7件申請し、5件採択されるなど採択率が増加しており、競争的資金を積極的に活用している。</p> <p>・調査研究に関する外部評価において、全ての研究課題が、研究成果が入学選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受けている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長のリーダーシップの下で策定した研究計画に基づき、調査研究に取り組んでいるか。 ・研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用しているか。 ・外部評価委員会における評価の結果、その研究成果が入学選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上となっているか。また、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成 	<p>(1) 調査研究の在り方及び評価・公表について、以下の①～⑧を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>① 共通テスト及び大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、令和3年3月に策定した「独立行政法人大学入試センター研究開発戦略」（以下「研究開発戦略」という。）に基づき、実施した。</p> <p>② 調査研究費の配分については、研究開発戦略に基づいた研究計画に則り、「大学入学共通テスト本・追試験モニターを利用した実験及び調査」など11件14,754千円（対前年比6,004千円減）に理事長裁量経費を配分した。</p> <p>③ 科学研究費補助金を以下のとおり積極的に活用した。</p> <p>（資料編 p.10【資料9】参照）</p> <table border="1" data-bbox="450 628 1202 852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">研究課題 件数</td> <td>新規</td> <td>4件</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>6件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>8件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> <td>6件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12件</td> <td>9件</td> <td>10件</td> <td>12件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新規申請件数</td> <td>6件</td> <td>5件</td> <td>9件</td> <td>11件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">採択件数</td> <td>4件</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>6件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">採択率</td> <td>66.7%</td> <td>40.0%</td> <td>33.3%</td> <td>54.5%</td> <td>71.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4年度においては、3件の新規申請（1件採択結果待ち）を行い、1件採択され、採択率50%となっている。</p> <p>④ 調査研究に関する外部評価を以下のとおり実施した。</p> <p>高等教育やテスト理論等を専門とする外部有識者により、調査研究（令和3年度実施分）の外部評価を実施した。評価は、当初の目標・計画に向けて順調に研究が進展しているか、機能的な研究体制を整えているか、有効かつ効率的に研究費を使用しているかを踏まえた上で、期待通りの研究成果が見込まれるかの観点で行った。</p> <p>その結果、全ての研究課題が、研究成果が入学選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受けた。なお、外部有識者による研究課題ごとの改善に向けた助言を、今後の調査研究に活かしていくこととしている。</p>	区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	研究課題 件数	新規	4件	2件	3件	6件	5件	継続	8件	7件	7件	6件	9件	合計	12件	9件	10件	12件	14件	新規申請件数		6件	5件	9件	11件	7件	採択件数		4件	2件	3件	6件	5件	採択率		66.7%	40.0%	33.3%	54.5%	71.4%		
区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度																																												
研究課題 件数	新規	4件	2件	3件	6件	5件																																												
	継続	8件	7件	7件	6件	9件																																												
	合計	12件	9件	10件	12件	14件																																												
新規申請件数		6件	5件	9件	11件	7件																																												
採択件数		4件	2件	3件	6件	5件																																												
採択率		66.7%	40.0%	33.3%	54.5%	71.4%																																												

果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行っているか。

・研究成果については、各大学や高等学校の利用を企図したホームページ等における積極的な公表や、国内外の学会や学会誌等での発表を行っているか。加えて、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料の提供を行うとともに、センターが主体となり各大学と連携した入学者選抜に関する研究協議を実施しつつ、活用状況の把握に努めているか。

さらに、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、そ

⑤ 入試研究に関する論文等を冊子「大学入試研究ジャーナル」として取りまとめて発行したほか、調査研究の成果を各大学・高等学校及び研究者が利用しやすいようセンターのウェブサイトにおいて公表した。

⑥ 国内外の学会や学会誌等で、以下のとおり研究成果を発表した。

単位：件（ ）内は前年度

学 会	
国際学会・国際会議	6(5)
国内学会	36(19)
研究開発部セミナー	12(5)
外部セミナー・研究会など	5(9)
解説・その他	8(11)

学会誌等	
欧文誌	5(3)
和文誌	9(10)
リサーチノート	9(6)
報告書	19(35)
著書・学位論文	21(9)

欧文誌 : Quantitative Psychology

和文誌 : 大学入試研究ジャーナル、大学教育学会誌

リサーチノート : 大学入試センター研究開発部リサーチノート

報告書 : 大学入試センター試験モニター調査研究報告書、科学研究費補助金研究成果報告書、研究報告書など

研究成果への評価 : 学会等からの受賞 (資料編 p.10【資料10】参照)

⑦ 国が行う入学者選抜方法の改善の企画立案に資するよう、センターが作成した入試研究に関する資料を文部科学省に随時提供している他、令和3年度は、「研究開発部活動報告」、「大

<p>の活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組んでいるか。</p> <p>・大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行っているか。</p> <p>・調査研究成果の事業への実装を企図</p>	<p>学入試研究の動向」及び「大学入試研究ジャーナル」の刊行物を提供した。</p> <p>⑧ 令和3年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第16回）を、センターと福岡大学の共催によりオンライン形式で開催した。</p> <p>なお、参加者を対象とした実施後のアンケートでは、プログラムの内容や進行、大会運営方法等、全ての項目において、高評価を得た。（資料編 p. 11【資料11】参照）</p> <p>(2) プロジェクト型研究の推進</p> <p>プロジェクト型研究の推進について、以下の①～③を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>① 大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究として、以下のア、イを計画的かつ着実に実施した。</p> <p>ア 大学入試をめぐる危機対応の体制構築に向けた調査研究</p> <p>アドミッション業務に携わる国立大学の教員をメンバーとする研究プロジェクトを組織し、令和2年からのコロナ禍をはじめとした、大学入試の危機対応の在り方を検討した。まず、海外の大学入試でのコロナ禍への対応とその社会的な反応を学ぶため、大学入試センター・シンポジウム2021「COVID-19の災禍と世界の大学入試」を企画・開催した。さらに、国内の個別大学での具体的な対応を振り返り、検討過程や考え方についての情報共有を図るため、シンポジウム「大学入試におけるコロナ対策 ―令和3年度入試の舞台裏―」を企画・開催した。</p> <p>イ 入学定員管理の厳格化の影響に関する多角的検討</p> <p>研究期間初年度である本年度は、関連するデータや資料の収集と分析（a）、大学・大学団体・高等学校等のヒアリング調査（b）、公開研究会の開催（c）、次年度実施のアンケート調査の設計（d）を実施した。aでは、約30年度分の全国の大学入試、高校進路のデータを入手した。cでは、多様な切り口を見出すための議論や研究協力者を発見する機会として実施し、高校関係者を中心に180名程度の参加を得た。b及びdでは、データ分析後にそれを補完するための調査として実施した。</p> <p>② 調査研究成果の事業への実装を企図した事業部門との有機的な連携の一環として、良質な試験問題の作成に関する基礎研究について、試験問題作成部署と連携を図りながら進めた。</p>		
--	---	--	--

<p>し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を行っているか。</p> <p>・大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するため、大学入試研究に必要な研究資源を収集し、連携・交流する研究者に利用しやすいよう整理・分析を行っているか。</p> <p>・共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させているか。</p> <p>特に、次に掲げる研究課題について、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図っているか。</p> <p>① 良質の試験問題</p>	<p>③ 大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するための研究資源の収集の一環として、昨年度実施した国公私立大学のニーズ調査の結果を踏まえ、ニーズが高かったセンター発出文書や研究報告書等をPDF化し、書誌情報をまとめた。また、大学入試センターのウェブサイト上でのアーカイブ構築を目指し、作業を開始した。</p> <p>(3) 共通テストに関する調査研究</p> <p>共通テストに関する調査研究として、以下の①～④を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>① 良質の試験問題の作成に資する調査研究</p>		
--	--	--	--

<p>の作成に資する調査研究</p>	<p>ア 良質の試験問題の作成に関する基礎研究</p> <p>共通テストの問題作成支援を目的として、センター試験の過去問から共通テストの問題作成の参考となりうる試験問題の候補の抽出、及び、候補とした問題の特徴整理を行った。候補とした問題の特徴を整理する際には、外部の評価者による意見を収集し、それらと正答率・識別力等の情報を合わせて集約した。その集約様式は、共通テストの試験問題の特徴整理にも適用することが可能である。</p> <p>イ 試験問題の解答プロセスや解答パターン等の検討に基づく妥当性研究の予備的検討</p> <p>地理歴史、理科の一部科目を対象に、問題作成関係者への聞き取りと問題評価・分析に関する資料調査を行い、問題作成過程での工夫点や課題を整理した。また、問題作成において重要と思われる問題形式（属性等）の洗い出しを行い、地理歴史、理科の一部科目の10年分の試験を対象に問題形式の実態を調べた。</p>		
<p>② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究</p>	<p>② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究</p> <p>研究開発部と試験企画部で連携し、令和7年度共通テストにおける得点調整の対象教科・科目を検討し、公表した。また、得点調整方法について調査研究を行った。</p>		
<p>③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究</p>	<p>③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究</p> <p>令和4年度共通テストにおける本試験と追試験の間の難易差および類似性を比較するために、大学1年生210名を調査参加者として募集し、全ての調査に参加した178名のデータを分析した。調査対象科目（計17科目）について、令和4年度共通テストの本試験と追試験はおおむね同等であることが確認された。この比較結果は、問題作成部会に提供し、難易度比較などのための検討資料として利用された。</p>		
<p>④ その他共通テストの改善に関する調査研究</p>	<p>④ その他共通テストの改善に関する調査研究</p> <p>米国 Educational Testing Service (ETS) では2005年から10年近く公平性に関するガイドラインやポリシーを発表し続けてきた。そのガイドラインやポリシーについて内容の精査を行った。同時に、我が国のテスト機関でのあり方を吟味すべく、ETSと交渉し、ガイドラインやポリシーの翻訳権を獲得した。</p>		

<p>・教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行っているか。</p> <p>① Computer Based Testing (CBT) などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究</p>	<p>(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究</p> <p>大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究として、以下の①～⑤を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>① Computer Based Testing (CBT) などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究</p> <p>ア 入学者選抜等への CBT の活用に関する調査研究</p> <p>これまで行ってきた大学入学共通テストへの CBT の活用についての調査研究の成果を、個別大学における入学者選抜等に生かすための検討や調査研究を行った。</p> <p>具体的には、入学者選抜における CBT 活用に関するワーキングチームを設置し、入学者選抜に CBT を活用した大学の取組事例や、国内外の先進的な取組事例について、ヒアリングを行った。</p> <p>また、諸外国や日本国内において利活用が広がっている CBT プラットフォーム「TAO」でプログラミング問題等を出題できるように、出題者が出題したい形式の問題を出題するための拡張機能である Portable Custom Interaction (PCI) についての調査研究を実施した。</p> <p>イ 多様な難易度の誤答選択肢を最適に配置した順序多肢選択式問題の開発と評価</p> <p>CBT の検討に資するため、英語リスニング問題における動画の利用方法、ライティング問題における採点に関する研究を行った。リスニングでは、動画を含む試験問題を作成し、問題の統計的特性や解答時間への影響について検証を行った。ライティングでは、試行的に開発した採点基準に基づいて採点を実施するとともに、CBT 環境での効率的な採点支援のあり方について整理した。</p> <p>ウ 測定精度の向上のための等質適応型テストの提案</p> <p>CBT では、学力の測定精度を向上できる適応型テストと呼ばれる項目選択方略がある。</p>		
---	--	--	--

<p>② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究</p> <p>③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究</p> <p>④ 大学で学ぶための基礎的学力の新たな</p>	<p>しかし、適応型テストでは、高精度を実現するために出題される一部項目群が頻繁に出題されることがあった。本調査研究では、それを軽減させながら、学力の測定精度を向上させることができる新しい適応型テストの枠組みを提案した。</p> <p>② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究</p> <p>CBT 分野の研究開発の要請と共通テストの開始を踏まえ、読み書きに困難を抱えるような障害のある者等（主に視覚障害者と発達障害者）の更なる受験環境向上のために調査研究を進め、以下のような実践的な成果を得た。</p> <p>ア 読み書きに困難を抱えるような障害のある者等の受験に利用できる適応型テストシステムの要件調査：タブレットデバイス上で試験問題を画面表示・音声読み上げする既開発のアプリを拡張して本格的な CBT を実現するため、必要となる要素技術と開発課題を調査・分析した。</p> <p>イ 第1回大学入学共通テストの特別問題検証：初回となった令和3年度共通テストの特別問題について、先立つセンター試験での当該問題と比較しつつ配慮の内容・方法について検証した。</p> <p>③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究</p> <p>実践研究として、「これからの時代に求められるコンピテンシーと個別選抜における評価」と題し、大学の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象にオンラインにてアドミッションリーダー研修を実施し、44名が参加した。大学入学者選抜における主体性等評価に関する講演等を行った後、グループに分かれて各大学での主体性等評価をめぐる現状、課題や考えられる解決方法について議論を行った。大学の規模や設置形態等を考慮したグループ分けの工夫により、各グループ内で共通する課題の発見や意見交換を行うことができた。</p> <p>④ 大学で学ぶための基礎的学力の新たな評価測度の開発に関する調査研究</p> <p>基礎的学力の新たな評価測度のイメージを、各大学における入学者選抜の課題を踏まえて</p>		
--	---	--	--

<p>な評価測度の開発に関する調査研究</p> <p>⑤ 教育制度の一環としての大学入試制度・高大接続システムの調査研究</p> <p>・教育データを多様に活用する動向を見据えつつ、個人情</p>	<p>具体化するために、共通テスト参加大学を対象に令和3年度入学者選抜における選抜資料の利用状況に関する実態調査を実施し、約8割の大学（615大学）から有効回答を得た。調査項目のうち、共通テストの利用方法、総合型選抜／学校推薦型選抜における知識・技能、思考力・判断力・表現力等の評価方法、一般選抜における多面的・総合的評価などに関する回答の基本的な分析を行った。</p> <p>⑤ 教育制度の一環としての大学入試制度・高大接続システムの調査研究</p> <p>海外の事例分析として、現在英国で推進されている高大接続改革に着目し、主に文献研究を中心に進め、日本における採点期間の長さ等の課題への一つの示唆を得た。</p> <p>【第4期中期目標期間業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】</p> <p>〈第4期中期目標期間業務実績評価における主要な指摘等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究については、令和3年度から実施予定の高大接続に関する基盤的研究や入学者選抜における CBT を活用した試験に関する調査研究を着実に進めるなど、その一層の充実に努め、幅広く成果が利用されるよう公表の仕方も含めて検討することが求められる。 <p>〈上記の指摘事項を踏まえた令和3年度の改善状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度においては、令和3年3月に定めた第5期中期計画期間における研究開発戦略に基づき、共通テストや大学の入学者選抜方法の改善に資する調査研究を行った。 <p>その中で、CBT に関しては、国内外の先進的な取組事例やこれまでの調査研究の成果を盛り込む報告書を公表できるよう検討を進めている。また、大学や高等学校等で広く活用してもらえるよう、諸外国や日本国内において利活用が広がっている CBT プラットフォーム「TA0」でプログラミング問題等を出題できるように、PCI の調査研究を行っている。</p> <p>これらの研究成果については、センターのウェブサイトや大学、高等学校等との研究協議の場等を活用し、積極的に公表していく予定。</p> <p>(5) 試験情報の活用の促進</p> <p>共通テスト等の試験情報の活用に関する調査研究として以下の①～③を実施した。</p> <p>また、それらの調査研究を支えるための情報基盤の整備として、以下の④～⑥を実施した。</p>		
--	---	--	--

<p>報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を開始しているか。</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>① 研究開発部と試験企画課で連携し、センターで保有する試験情報データ（主に試験問題統計情報データ）の公表範囲の拡大について検討を開始した。</p> <p>② 「令和3年度大学入学共通テストの統計解析」と題し、日本テスト学会第19回大会の企画セッションを立案し、実施した。</p> <p>③ コロナ下で実施することで変化した共通テスト志願者の国公私立大学への出願パターンを分析した。全国大学入学者選抜研究連絡協議会（入研協）で発表し、さらに対象年度を拡大して分析した結果の論文を日本テスト学会誌に投稿した。</p> <p>④ 令和3年度共通テスト（本試験・追試験）の統計量（平均、分散、5分位点などデータの特徴を要約した数値）、および各種マスター（志願者ごとの成績や属性情報をまとめた原本データ、またマークシート読み取り結果の原本データ）を整理し、リレーショナルデータベースに収納した。</p> <p>⑤ ネットワーク上に接続可能なハードディスク（NAS）を2台設置することで安全の二重化を図り、またバックアップシステムを更新した。</p> <p>⑥ 統計・解析プログラムを従来のC++およびPrologから、人工知能研究でよく使われ、数値ライブラリの豊富なPythonに改めた。これによりプログラムの保守や複雑な、いわゆる連動型の問題（連続する複数の問いにおいて、前問の答えとその後の問いの答えを組み合わせで解答させ、正答となる組合せが複数ある形式）への対応等が容易になった。</p>		
---	---	--	--

4. その他参考情報

・予算額と決算額の差額については、教職員数の減少により人件費が減となったこと、また、セグメント毎に費用を適切に振り分けるため、各事業に従事する職員数の比率に応じて人件費を按分し、予算振替を行ったことにより生じたもの。

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	大学情報の提供等		
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学入試センター法第13条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アクセス件数の具体的な数値目標は、第4期中期目標期間における設定値（76,397件）及び各年度実績の数値（令和2年度を除	127,049	127,049	141,842					予算額（千円）	27,800				

く。)の平均値 (127,049 件) 以上とする。													
								決算額 (千円)	16,801				
								経常費用 (千円)	15,716				
								経常利益 (千円)	△15,710				
								行政サービス実 施コスト (千円)	—				
								行政コスト (千 円)	15,717				
								従事人員数	1				

※ 経常利益について、当法人は主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しておりますが、検定料収入等は試験事業に計上しています。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
<p><主な定量的指標> 大学情報の提供に係るページへのアクセス件数を第4期中期目標期間における設定値及び各年度実績の数値(令和2年度を除く。)の平均値以上とする。</p> <p><その他の指標> 共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供しているか。</p> <p><評価の視点> —</p>	<p><主要な業務実績> 3 大学情報の提供等 大学情報の提供等の事業として、以下の(1)~(2)を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>(1) 共通テストに参加する各大学の協力により、参加大学の学部・学科名、アドミッション・ポリシー、募集人員等や入学者選抜で利用する共通テストの教科・科目、配点など、共通テストに関する情報を中心に、大学入学志願者等に対し、インターネットにより提供した。 また、大学で提供している卒業後の進路、取得できる免許・資格、教員一覧等の情報については、当該情報へのリンクを貼ることにより、大学入学志願者等の利便性を保ちつつ大学側の業務の負担軽減を図っている。さらに令和3年度は、志願者等の利便性が向上するよう、「大学ポートレート」に掲載されている個別の大学情報へのリンクを新たに追加した。</p> <p>(2) 共通テスト参加大学情報へのアクセス件数は、情報提供開始日(令和3年8月26日)以降で211,814件(1か月平均:約30,300件)となり、中期計画における数値目標(127,049件)を上回った。(資料編 p.12【資料12】参照)</p>	<p><評価と根拠> 評価: B 大学情報の提供等については、年度計画に沿って着実に実施した。 共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの利用教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入学志願者等に対し、インターネットにより提供した。 アクセス件数は、数値目標である、第4期中期目標期間における設定値(76,397件)及び各年度実績の数値(令和2年度を除く。)の平均値(127,049件)以上に対し、211,814件(166.7%)となった。</p> <p><課題と対応> —</p>	<p><評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> —</p>	

4. その他参考情報

- ・予算額と決算額の差額については、セグメント毎に費用を適切に振り分けるため、各事業に従事する職員数の比率に応じて人件費を按分し、予算振替を行ったことにより生じたもの。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	組織体制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	評価	B
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図っているか。</p> <p>・事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>センターは、業務を円滑に行うため、役員の他、試験・研究統括官、試験・研究副統括官、事務組織及び研究組織を置いている。(p. 3 「11. 機構図」参照)</p> <p>(1)－1 事務組織等の見直し</p> <p>事業の継続性に十分留意するとともに、新たな事業を着実に実施するため、職員の能力・経歴等を十分勘案して人員を適正配置した。</p> <p>また、令和3年11月に事務組織の体制を以下のとおり変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> センターにおける関連ある業務・システムの連携について横断的に検討し、センター全体として業務・システムの最適化を実現するため、総務部業務・システム最適化推進室に各部課から関係する職員8名を新たに兼務させ、体制を強化した。 <p>(1)－2 大学等との連携協力</p> <p>事務職員等（課長補佐以下の異動数等）については、以下の表のとおり大学等との人事交流を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>事業の継続性に十分留意しつつ、新たな事業を着実に実施するため、事務組織の体制整備を行った。</p> <p>また、研究組織については、「研究開発戦略」に基づき部門名称を変更し、役割の明確化を図るとともに、円滑な研究の遂行のため、各教員の専門性をより反映する観点から、教員の配置を見直した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>		

【採用】

	採用（人事交流による採用者を除く。）	他機関からの異動 （人事交流による採用者を含む。）					合計
		文部科学省・文化庁	国立大学法人	独立行政法人	施設等機関・大学共同利用機関法人・	地方公共団体	
平成25年度	3	0	9	0	0	9	12
平成26年度	3	0	6	0	3	9	12
平成27年度	5	0	4	0	1	5	10
平成28年度	6	0	8	0	2	10	16
平成29年度	2	1	11	0	7	19	21
平成30年度	2	0	6	0	6	12	14
令和元年度	2	1	8	0	5	14	16
令和2年度	4	0	2	0	2	4	8
令和3年度	5	0	2	0	4	6	11

【離職】

	離職（人事交流のための離職者を除く。）	他機関への異動 （人事交流のための離職者を含む。）					合計
		文部科学省・文化庁	国立大学法人	独立行政法人	施設等機関・大学共同利用機関法人・	地方公共団体	
平成25年度	1	0	11	0	0	11	12
平成26年度	1	0	6	0	4	10	11
平成27年度	2	0	6	0	0	6	8
平成28年度	2	0	8	0	0	8	10
平成29年度	1	2	4	0	1	7	8
平成30年度	0	0	7	0	2	9	9
令和元年度	0	1	7	1	4	13	13
令和2年度	2	2	4	0	5	11	13
令和3年度	1	1	4	0	5	10	11

<p>・研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直しているか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>(1)－3 各種委員会</p> <p>「12. 委員会等組織図 (p. 4)」のとおり、各種委員会を置いている。</p> <p>(1)－4 研究組織等 (p. 3 「11. 機構図」参照)</p> <p>研究開発部に設置されている2つの研究部門の名称について、各部門の役割を明確にするため、令和3年3月に策定した「研究開発戦略」に基づき、試験評価解析研究部門は試験技術研究部門に、試験基盤設計研究部門は高大接続研究部門に変更した。</p> <p>また、部門の名称変更に伴い、円滑に研究が遂行されるよう、各教員の専門性をより反映した教員の配置に見直した。</p>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	業務運営		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上を削減する。	年度計画値	—	—	—	—	—	—	—	
	対令和2年度増減		—	△22,023					
	対令和2年度効率化	△1.0%	—	△0.29%					

※ 固定的な経費 = (一般管理費 + 事業費) - 変動費 - 特殊業務経費 - 退職手当

変動費 = 受験者の増減により変動する経費

特殊業務経費 = 新規・拡充等の特殊要因に係る経費

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																												
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																								
	業務実績	自己評価	評価	B																								
<p><主な定量的指標> 一般管理費及び事業費のうち固定的な経費を、中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上を削減することを念頭に、これまでと同様に効率的な執行を行いつつ削減可能な経費について検討を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> (1)-1 効率化の状況（資料編 p.16【資料15】参照）</p> <p>① 中期目標期間終了時に固定的な経費を令和2年度実績の1%以上を削減することを念頭に既存業務の合理化・効率化を推進するとともに、年度当初に収支計画を策定し計画的に運営を行っている。</p> <p>② 固定的経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少 ・教職員数の減少により人件費が減少 <p>【固定的な経費の削減状況】（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和2年度 (基準額)</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費・事業費 (A)</td> <td>13,076,414</td> <td>11,641,658</td> </tr> <tr> <td> うち変動費 (B)</td> <td>3,853,614</td> <td>3,826,694</td> </tr> <tr> <td> うち特殊業務経費 (C)</td> <td>1,617,190</td> <td>199,991</td> </tr> <tr> <td> うち退職手当 (D)</td> <td>51,726</td> <td>83,113</td> </tr> <tr> <td> 固定的な経費 (A)-(B)-(C)-(D)</td> <td>7,553,884</td> <td>7,531,861</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対令和2年度</td> <td>増減額</td> <td>—</td> <td>▲22,023</td> </tr> <tr> <td>効率化</td> <td>—</td> <td>▲0.29%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和2年度 (基準額)	令和3年度	一般管理費・事業費 (A)	13,076,414	11,641,658	うち変動費 (B)	3,853,614	3,826,694	うち特殊業務経費 (C)	1,617,190	199,991	うち退職手当 (D)	51,726	83,113	固定的な経費 (A)-(B)-(C)-(D)	7,553,884	7,531,861	対令和2年度	増減額	—	▲22,023	効率化	—	▲0.29%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>業務の合理化、効率化に努め、運営費交付金に頼らない運営を行うことができた。</p> <p>また、固定的な経費は、中期目標期間中に令和2年度を基準として、1.0%以上の固定経費の削減に資するため、旅費支給の見直しを行い、令和2年度に対し22,023千円(0.29%)削減した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定的経費が硬直化しないよう、既存の契約方法の見直し等による固定経費の削減に一層取り組むこと。 <p><その他事項></p> <p>—</p>
区 分	令和2年度 (基準額)	令和3年度																										
一般管理費・事業費 (A)	13,076,414	11,641,658																										
うち変動費 (B)	3,853,614	3,826,694																										
うち特殊業務経費 (C)	1,617,190	199,991																										
うち退職手当 (D)	51,726	83,113																										
固定的な経費 (A)-(B)-(C)-(D)	7,553,884	7,531,861																										
対令和2年度	増減額	—	▲22,023																									
	効率化	—	▲0.29%																									
<p><その他の指標></p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月</p>	<p>(1)-2 適正な契約等</p> <p>契約状況について、外部有識者を含む契約監視委員会等での点検・見直しを行い、真に競争性が確保されているか、随意契約が妥当であるか等の観点から随意契約の見直し計画の進捗状況の検証等を行った。また、複数年契約の積極的な導入や同種の契約を取りまとめるなどの合理化・効率化を図った。（資料編 p.16～23【資料16】、【資料17】、【資料18】参照）</p>																											

25日総務大臣決定)に基づき調達等合理化計画を策定し、秘密保持に留意した上で、適正な契約を行うとともに、自己点検評価を実施し、その結果を踏まえた上で、業務の内容を見直し更なる合理化・効率化を行っているか。

令和3年度も見直し計画に基づいて取組を実施した。

随意契約等見直し計画の実績と具体的取組

	①平成20年度実績		②見直し計画 (平成22年4月公表)		③令和3年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	41	2,653,479	44	2,671,330	32	2,546,762	△12	△124,568
競争入札	35	521,906	38	539,757	29	674,939	△9	135,182
企画競争、公募等	6	2,131,574	6	2,131,574	3	1,871,823	△3	△259,751
競争性のない随意契約	19	2,435,034	16	2,417,183	10	2,894,595	△6	477,412
合計	60	5,088,513	60	5,088,513	42	5,441,357	△18	352,844

(注) 少額随意契約限度額を超える契約を記載している。

随意契約等見直し計画は、平成20年度に締結した契約を基に策定し、各年度に締結した契約件数及び金額についてフォローアップしている。

随意契約については、一般競争入札等への移行を実施するなどの改善を図ったことにより、令和3年度においては、見直し計画どおり達成した。なお、共通テストを実施するために必要な秘密の保持等やむをえない理由による随意契約については、契約監視委員会で点検・見直しを行い、審議の結果了承された。

① 契約監視委員会の審議状況

監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を2回(令和3年6月開催(第1回)、令和3年12月開催(第2回))開催し、令和2年度及び令和3年度上半期の契約状況の点検・見直しを行い、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約の点検対象となる契約の改善点等について審議し了承された。なお、令和3年度下半期の契約状況の点検見直しについては令和4年6月に審議を行い、上半期同様了承された。

② 再委託の有無と適切性

センターの契約において再委託は、国と同様、契約書においてセンターの承認を受けることが規定されており、再委託を行う場合には、当該規定に基づきセンター内で承認手続きを

行ってきたところであり、適切性は確保されている。

③ 一者応札・応募の状況（資料編 p.24～26【資料19】参照）

	①平成20年度 実績		②令和3年度 実績		①と②の 比較増減	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
競争性のある契約	41	2,653,479	32	2,546,762	△9	△106,717
うち、一者応札・応募 となった契約						
一般競争契約	14	351,747	12	513,363	△2	161,616
指名競争契約	-	-	-	-	-	-
企画競争	-	-	-	-	-	-
公募	1	1,659	1	3,780	0	2,121
不落随意契約	-	-	-	-	-	-
合 計	15	353,406	13	517,143	△2	163,737

【原因、改善方策】

令和3年度においては、平成20年度に比べて一者応札・応募の件数が2件減った。一般競争入札の実施に当たっては、可能な限り競争参加者が多数参加できるよう、十分な公告期間や適切な応札条件の設定等に努めているが、結果として一者応札となった契約については、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全ての業者から聴き取りを行い、その理由を分析し、次回以降の公告期間や応札条件等を改善するなど、引き続き不断の見直しを行う。

④ 一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性

契約監視委員会において、一般競争入札等における一者応札・応募となっている案件の仕様書内容及び具体的な条件の設定について、真に競争性が確保されているかとの観点から、点検・見直しを行った。その結果、応札条件に必要な以上の制限はなく、適切性は確保されていた。

⑤ 関連法人の有無

センターの特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。

⑥ 調達等合理化計画の自己評価

ア 一者応札改善のための重点的な取組の結果

・公告期間等の見直し

前回の契約において一者応札となった契約については、公告期間を見直すなど、可能な限り公告期間の十分な確保に努めた。

・業者への聴き取り

一者応札となった契約については、その理由の把握のため、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全ての業者から理由の聴き取りを行った。それらの分析を行い次回以降の契約の改善に努めている。(業者への聴き取りの件数：32件)

イ 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

・会計内部監査の実施

予算執行及び会計処理が適切であるか、2月22日(火)～3月3日(木)に7日間かけて内部監査を実施した。(会計内部監査の実施回数：1回)

・教職員を対象とした研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施

公的研究費の不正使用等の不祥事の発生を防止するため、3月に教職員を対象とした研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施した。(実施回数：1回)

【令和2年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】

〈令和2年度業務実績評価における主要な指摘等〉

- ・対面での実施が中止となった高等学校対象の説明協議会や大学対象の入試担当者連絡協議会について、効率的な業務運営の観点から、今後の実施方法についてもコロナ禍での実績を活かして検討されたい。

〈上記の指摘事項を踏まえた令和3年度の改善状況〉

- ・令和2年度に引き続き、対面による協議会は開催しないこととし、以下のとおり対応した。(中期計画及び年度計画に記載)
- ・教育委員会を含む高等学校関係者に対しては、出願手続、受験上の留意点等について、イ

<p>・受験者の利便性や都道府県別の参加大学の立地状況等を勘案しつつ、効率的な試験場・試験室の活用に取り組んでいるか。</p> <p>・秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、問題冊子については、令和3年度共通テストの配付実績を踏まえ、印刷経費等の削減に取り組んでいるか。</p> <p>・デジタル化の対応について、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進めるため、関係団体との調整を行いつつ課題の整理を行っているか。</p>	<p>インターネットを利用して説明動画資料の提供等を行い周知した。</p> <p>・参加大学の関係者に対しては、セキュリティ対策を講じた特設サイトで試験実施上の留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料等を提供し周知した。</p> <p>(2)ー1 効率的な試験場の活用</p> <p>令和4年度共通テストの試験場(点字試験場を除く。)については、受験者の利便性に配慮し、効率的に試験場を配置した結果、試験場数としては674試験場となった。</p> <p>(2)ー2 試験問題等の印刷経費等の見直し策</p> <p>令和3年度共通テストでは、新型コロナウイルス感染症の拡大にも対応できるよう、必要数の想定が困難な中で追・再試験用問題冊子を準備する必要があったため相当程度の印刷部数を要したが、令和4年度共通テストの追・再試験用問題冊子の準備に当たっては、令和3年度共通テストにおける新型コロナウイルス感染症関連での追試験許可者数の実績を精査し、その結果を踏まえ、追試験の受験者数を想定したことにより、追・再試験用問題冊子に係る印刷経費を削減した。</p> <p>(2)ー3 デジタル化の対応について</p> <p>電子出願システムの導入に向けた検討のため、既に電子出願を導入している国公立大学教職員からのヒアリング調査、関係団体との調整などを実施した。資料提供招請による事業者からの提供資料も参考に、調達に向けた準備を行った。</p>		
--	---	--	--

<p>・参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図る観点から、参加大学における各種会議に参加しているか。</p> <p>・独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業の業務ごとに予算と実績の管理を行っているか。</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>(2)ー4 各種会議への参加</p> <p>共通テストの実施における参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図るため、依頼があった以下の会議に参加し説明・資料提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学協会総会 ・国立大学入試担当課長連絡会議（メール会議） ・1都3県世話大学入試担当課長連絡会 ・北海道地区実務担当者会議（Web会議） <p>(3) 予算と実績の管理</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務を試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業に区分し、業務ごとに予算と実績を管理している。</p>		
---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画												
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
	業務実績	自己評価	評価	B								
<p><主な定量的指標></p> <p>・国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、適正な水準を維持するよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表しているか。</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>3 給与水準の適正化</p> <p>役職員の給与については、独立行政法人通則法第 50 条の 2 及び 10 において、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績及び職員の職務の特性、雇用形態その他の事情を考慮して定めることとされており、令和 3 年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 「国家公務員の給与の改定」への対応</p> <p>令和 3 年度国家公務員の給与の改定については、令和 4 年度 6 月の期末手当から減額することで調整を行うことも含め、政府において引き続き検討するとされた。このことから、人事院勧告に基づき「国家公務員一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえて、令和 4 年度に対応予定である。</p> <p>(2) ラスパイレス指数（令和 3 年度実績）</p> <p>センター職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標であるラスパイレス指数は以下のとおりである。</p> <p>年齢階層による対国家公務員指数は 101.8 であるが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の 1 級地（東京都特別区）の支給率（20.0%）で支給しているためであり、1 級地での比較（地域+学歴）で見ると 90.4 であるため、適正な給与水準と考える。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>比較指標</th> <th>ラスパイレス指数</th> <th>比較指標の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人基準年齢階層</td> <td>101.8</td> <td>年齢別人員構成のみで比較</td> </tr> <tr> <td>（地域勘案）</td> <td>91.3</td> <td>勤務地（東京都特別区）を勘案した比較</td> </tr> </tbody> </table>	比較指標	ラスパイレス指数	比較指標の内容	法人基準年齢階層	101.8	年齢別人員構成のみで比較	（地域勘案）	91.3	勤務地（東京都特別区）を勘案した比較	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>ラスパイレス指数については、1 級地（東京都特別区）の地域手当支給率（20.0%）での比較（地域・学歴）で見ると 90.4 であり、適正な給与水準となっている。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
比較指標	ラスパイレス指数	比較指標の内容										
法人基準年齢階層	101.8	年齢別人員構成のみで比較										
（地域勘案）	91.3	勤務地（東京都特別区）を勘案した比較										

(学歴勘案)	100.3	学歴区分を勘案した比較
(地域・学歴勘案)	90.4	勤務地及び学歴区分を勘案した比較

(3) 法定外福利厚生費 2,888 千円

- ・ 職員の健康診断等 (2,707 千円)
- ・ AED (自動体外式除細動器) の賃貸料 (57 千円)
- ・ 永年勤続者表彰 (勤続 20 年 2 人) (定年 3 人) (123 千円)

(金額は、千円未満を切り捨てているため、端数処理の関係により合計の額は各項目の額の合計と合致しない。)

※レクリエーション経費は支出していない。

(4) 諸手当

諸手当は「宿直手当」、「管理職手当」以外、国に準じている。

ア 宿直手当

宿直手当は、人事院規則 9-15 第 1 条第 1 号に規定されている宿日直手当に相当する手当であり、令和 3 年度は、共通テスト本試験にかかる 2 日間、延べ 13 名の宿直勤務について、1 回につき 5,700 円の定額を支給した。

なお、国の宿日直手当支給額は、勤務 1 回につき 4,400 円であるが、センターの宿直手当は、労働基準法第 41 条、同法施行規則第 23 条及び労働基準局通達に定められている宿日直手当の最低額（「宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の 1 人 1 日平均額の 3 分の 1 を下らない」）に基づき、所轄労働基準監督署長から宿日直勤務の許可条件とされている定額を毎年算出し支給している。

イ 管理職手当

管理職手当の支給額は国の同種の手当である「俸給の特別調整額」に準拠し、人事院規則 9-17 別表第二（第 2 条関係）に定める額と同額を支給した。「総務課長、試験企

<p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>画課長、事業第一課長」の一般職5級の手当（69,400円）は、法人化前の人事院通知により官職指定されていた算定割合（三種）に準拠し算出した手当額を支給した。</p> <p>ウ 役職員退職手当</p> <p>国に準じており、令和3年度は見直しなし。</p> <p>(5) 公益法人等に対する会費支出の見直し状況</p> <p>該当なし。</p>		
-------------------------------	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1～3	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B	
<主な定量的指標> —	<主要な業務実績> III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支及び資金の状況 ○ 収入については、成績提供手数料を増額改定したことにより、予算額に比して 364 百万円の増額となった。 ○ 支出については、旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したこと、教職員数の減少により人件費が減少したことにより、予算額に比して 614 百万円の減額となった。 【令和 2 年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 <令和 2 年度業務実績評価における主要な指摘等> ・ 18 歳人口の減少を踏まえた今後の受験者数の将来予測などにより、中長期的な収支の見込みを立てた上で、安定的収入の確保方策について今後の財源のあり方も含めた検討を引き続き行う必要がある。 <上記の指摘事項を踏まえた令和 3 年度の改善状況> ・ 中期的な収支見込をもとに、大学入学共通テストを安定的・継続的に実施するため、成績提供手数料を令和 3 年度は 1,200 円に増額改訂するとともに、令和 4 年度以降は 1,500 円へ増額改定することを参加大学に通知した。 また、理事を委員長とする財務経営委員会を令和 4 年 1 月に設置し、財務・経営に関する組織的・継続的な検討を行う体制を構築した。令和 3 年度においては、同委員会を 2 回開催し、今後数年間の収支の見込みについて検討を行った。 1 令和 3 年度予算・決算等の状況 収入について、センターでは主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しているが、検定料収入等は試験事業欄に記載している。	<評価と根拠> 評価：B 収入については、共通テストの志願者が予測を下回り、検定料が 23 百万円減収となったが、中長期的な収支見込を踏まえた成績提供手数料の増額改定や新型コロナウイルス感染症対策等のための補正予算の措置等により、予算額に比して 354 百万円の増額となった。 支出については、旅費支給の見直しを図ったことによる委員旅費の減少等により、予算額に比して 384 百万円の減額となった。 <課題と対応> —	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <今後の課題> ・ 18 歳人口の減少の将来予測などにより、中長期的な収支の見込を立てた上、収入の確保方策を含めた今後の安定的経営に向けた検討を引き続き行うこと。 <その他事項> —		

(1) 試験事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料	9,469	9,446	△23	※1
成績提供手数料	1,574	1,839	265	※2
成績通知手数料	353	353	0	
その他	15	16	1	
大学改革推進等補助金	913	1,023	110	※3
受託事業収入	-	-	-	
計	12,323	12,677	354	
支出	(A)	(B)	(A) - (B)	
業務経費	10,560	10,095	465	
うち人件費	511	555	△45	※4
試験実施経費	10,049	9,540	509	※5
共通テスト情報提供経費	-	-	-	
入学者選抜方法改善研究経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
うち人件費	-	-	-	
物件費	-	-	-	
予備費	30	-	30	
大学改革推進等補助事業費	913	1,023	△110	※3
受託事業経費	-	-	-	
計	11,503	11,119	384	

(主な増減理由)

- ※1 志願者数が減少したため。
- ※2 提供手数料を増額改定したため。
- ※3 試験実施における感染症対策等のための補正予算が措置されたため。
- ※4 教職員数が減少したため。試験事業と調査研究事業、大学情報の提供等事業で予算の振替を行ったため。
- ※5 旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したため。

(2) 調査研究事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考

収入	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料	-	-	-	
成績提供手数料	-	-	-	
成績通知手数料	-	-	-	
その他	-	-	-	
大学改革推進等補助金	-	-	-	
受託事業収入	-	10	10	※1
計	-	10	10	
支出	(A)	(B)	(A) - (B)	
業務経費	523	330	193	
うち人件費	376	247	129	※2
試験実施経費	-	-	-	
共通テスト情報提供経費	-	-	-	
入学者選抜方法改善研究経費	147	83	64	
一般管理費	-	-	-	
うち人件費	-	-	-	
物件費	-	-	-	
予備費	-	-	-	
大学改革推進等補助事業費	-	-	-	
受託事業経費	-	9	△9	※1
計	523	339	184	

(主な増減理由)

※1 予算段階では予定していなかった受託事業収入を受入れたため。

※2 教職員数が減少したため。試験事業と調査研究事業、大学情報の提供等事業で予算の振替を行ったため。

(3) 大学情報の提供等事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料	-	-	-	
成績提供手数料	-	-	-	
成績通知手数料	-	-	-	
その他	-	-	-	
大学改革推進等補助金	-	-	-	
受託事業収入	-	-	-	
計	-	-	-	
支出	(A)	(B)	(A) - (B)	
業務経費	28	17	11	
うち人件費	14	9	5	※1

試験実施経費	-	-	-
共通テスト情報提供経費	14	7	6
入学者選抜方法改善研究経費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち人件費	-	-	-
物件費	-	-	-
予備費	-	-	-
大学改革推進等補助事業費	-	-	-
受託事業経費	-	-	-
計	28	17	11

(主な増減理由)

※1 試験事業と調査研究事業、大学情報の提供等事業で予算の振替を行ったため。

(4) 法人共通

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料	-	-	-	
成績提供手数料	-	-	-	
成績通知手数料	-	-	-	
その他	-	-	-	
大学改革推進等補助金	-	-	-	
受託事業収入	-	-	-	
計	-	-	-	
支出	(A)	(B)	(A) - (B)	
業務経費	-	-	-	
うち人件費	-	-	-	
試験実施経費	-	-	-	
共通テスト情報提供経費	-	-	-	
入学者選抜方法改善研究経費	-	-	-	
一般管理費	270	235	35	
うち人件費	199	188	11	
物件費	71	47	24	※1
予備費	-	-	-	
大学改革推進等補助事業費	-	-	-	
受託事業経費	-	-	-	
計	270	235	35	

(主な増減理由)

※1 緊急性の低い施設・設備の改修・修繕を見合わせたため。

(5) 合計 (単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料	9,469	9,446	△23	
成績提供手数料	1,574	1,839	265	
成績通知手数料	353	353	0	
その他	15	16	1	
大学改革推進等補助金	913	1,023	110	
受託事業収入	-	10	10	
計	12,323	12,687	364	
支出	(A)	(B)	(A) - (B)	
業務経費	11,111	10,442	669	
うち人件費	900	812	89	
試験実施経費	10,049	9,540	509	
共通テスト情報提供経費	14	7	6	
入学者選抜方法改善研究経費	147	83	64	
一般管理費	270	235	35	
うち人件費	199	188	11	
物件費	71	47	24	
予備費	30	0	30	
大学改革推進等補助事業費	913	1,023	△110	
受託事業経費	-	9	△9	
計	12,323	11,709	614	

2 令和3年度収益の状況

収益について、センターでは主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しているが、検定料収入等は試験事業欄に記載している。

(1) 試験事業 (単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
費用の部	(A)	(B)	(A) - (B)	
経常費用	11,522	10,944	578	
うち業務経費	11,522	10,944	578	
うち業務経費	9,985	9,174	811	※1
業務人件費	511	709	△198	※2
大学改革推進等補助事業費	913	1,023	△110	※3

一般管理費	-	-	-	
減価償却費	113	38	75	
財務費用	-	-	-	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
収益の部	12,388	12,675	287	※4
検定料収入	9,469	9,446	△23	
手数料収入	1,927	2,192	265	
大学改革推進等補助金収益	913	1,023	110	
資産見返負債戻入	65	3	△62	
その他収入	15	11	△4	
臨時損失	-	12	△12	※5
臨時利益	-	65	65	※6
純利益	866	1,784	918	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	42	83	41	
総利益	908	1,866	958	

(主な増減理由)

- ※1 旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したため。
- ※2 教職員数が減少したため。試験事業と調査研究事業、大学情報の提供等事業で予算の振替を行ったため。
- ※3 試験実施における感染症対策等のための補正予算が措置されたため。
- ※4 志願者数の減少のため。
- ※5 東日本大震災に伴う救済措置として、検定料等免除を実施したため。
- ※6 退職手当引当金戻入益が発生したため。

(2) 調査研究事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	537	487	50	
経常費用	537	487	50	
うち業務経費	147	90	57	
業務人件費	376	264	112	※1
大学改革推進等補助事業費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
減価償却費	14	133	△119	
財務費用	-	-	-	
	(A)	(B)	(B) - (A)	

収益の部	1	141	140	
検定料収入	-	-	-	
手数料収入	-	-	-	
受託収入	-	9	9	※2
大学改革推進等補助金収益	-	-	-	
資産見返負債戻入	1	124	123	
その他収入	-	9	9	
臨時損失	-	0	0	
臨時利益	-	8	8	※3
純利益	△536	△338	198	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	11	13	2	
総利益	△524	△325	199	

(主な増減理由)

※1 教職員数が減少したため。試験事業と調査研究事業、大学情報の提供等事業で予算の振替を行ったため。

※2 予算段階では予定していなかった受託事業収入を受入れたため。

※3 退職手当引当金戻入益が発生したため。

(3) 大学情報の提供等事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	28	16	12	
経常費用	28	16	12	
うち業務経費	14	6	8	
業務人件費	14	9	5	
大学改革推進等補助事業費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
減価償却費	0	0	0	
財務費用	-	-	-	
収益の部	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料収入	0	0	0	
手数料収入	-	-	-	
大学改革推進等補助金収益	-	-	-	
資産見返負債戻入	0	0	0	
その他収入	-	-	-	
臨時損失	-	0	0	
臨時利益	-	1	1	

純利益	△28	△15	13	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	-	-	
総利益	△28	△15	13	

(4) 法人共通

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	313	401	△88	
経常費用	313	401	△88	
うち業務経費	-	-	-	
業務人件費	-	-	-	
大学改革推進等補助事業費	-	-	-	
一般管理費	270	401	△131	
減価償却費	43	-	43	
財務費用	-	-	-	
収益の部	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料収入	6	2	△4	
手数料収入	-	-	-	
大学改革推進等補助金収益	-	-	-	
資産見返負債戻入	6	2	△4	
その他収入	-	-	-	
臨時損失	-	0	0	
臨時利益	-	17	17	
純利益	△307	△382	△75	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	34	44	10	
総利益	△273	△338	△65	

(5) 合計

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	12,399	11,848	551	
経常費用	12,399	11,848	551	
うち業務経費	10,146	9,270	876	
業務人件費	900	982	△82	
大学改革推進等補助事業費	913	1,023	△110	
一般管理費	270	401	△131	
減価償却費	170	171	△1	
財務費用	-	-	-	

	(A)	(B)	(B) - (A)	
収益の部	12,395	12,819	424	
検定料収入	9,469	9,446	△23	
手数料収入	1,927	2,192	265	
受託収入	-	9	9	
大学改革推進等補助金収益	913	1,023	110	
資産見返負債戻入	71	129	58	
その他収入	15	19	4	
臨時損失	-	13	△13	
臨時利益	-	91	91	
純利益	△5	1,049	1,054	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	87	140	53	
総利益	82	1,189	1,107	

3 令和3年度資金の状況

資金収入について、センターでは主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しているが、検定料収入等は試験事業欄に記載している。

(1) 試験事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	14,135	15,774	△1,639	
業務活動による支出	12,034	11,557	477	※1
投資活動による支出	41	-	41	
財務活動による支出	160	-	160	
翌年度への繰越金	1,900	4,217	△2,317	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
資金収入	14,927	16,944	2,017	
業務活動による収入	12,323	12,638	315	
その他の収入	11,410	11,662	252	※3
国庫補助金による収入	913	976	63	
投資活動による収入	-	1,000	1,000	※2
財務活動による収入	160	-	△160	
前年度よりの繰越金	2,444	3,306	862	

(主な増減理由)

- ※1 旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したため。教職員数が減少したため。
- ※2 譲渡性預金の払戻しを行ったため。
- ※3 提供手数料を増額改定したため。

(2) 調査研究事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	503	920	△417	
業務活動による支出	493	919	△426	※1
投資活動による支出	10	1	9	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	-	-	-	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
資金収入	0	0	0	
業務活動による収入	0	0	0	
その他の収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度よりの繰越金	-	-	-	

(主な増減理由)

- ※1 導入が予定されていた大学入試英語成績提供システムの延期及び記述式問題の見送りに伴う補償等についての支払を行ったため。

(3) 大学情報の提供等事業

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	27	16	11	
業務活動による支出	27	16	11	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	-	-	-	

	(A)	(B)	(B) - (A)
資金収入	0	0	0
業務活動による収入	-	-	-
その他の収入	-	-	-
国庫補助金による収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	-	-	-

(4) 法人共通

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	261	234	27	
業務活動による支出	219	216	3	
投資活動による支出	43	19	24	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	-	-	-	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
資金収入	0	0	0	
業務活動による収入	-	0	0	
その他の収入	-	0	0	
国庫補助金による収入	0	0	0	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度よりの繰越金	-	-	-	

(5) 合計

(単位：百万円)

区 別	令和3年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	14,927	16,944	△2,018	
業務活動による支出	12,773	12,708	65	
投資活動による支出	94	19	75	
財務活動による支出	160	0	160	

翌年度への繰越金	1,900	4,217	△2,317
	(A)	(B)	(B) - (A)
資金収入	14,927	16,944	2,018
業務活動による収入	12,323	12,638	315
その他の収入	11,410	11,662	252
国庫補助金による収入	913	976	63
投資活動による収入	0	1,000	1,000
財務活動による収入	160	0	△160
前年度よりの繰越金	2,444	3,306	862

※財務状況について（財務諸表）

【当期総利益及びその発生要因】

当期総利益 1,189 百万円が発生したのは、成績提供手数料を増額改定したことにより収入が増加したこと、及び旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したこと、教職員数の減少により人件費が減少したこと等によるものである。

【利益剰余金】

利益剰余金は、3,114 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,925 百万円及び当期総利益 1,189 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。

【繰越欠損金】

無し。

【運営費交付金債務の未執行率（%）と未執行の理由】

運営費交付金は交付されていない。

【溜まり金の精査の状況】

いわゆる溜まり金については、以下に着目して洗い出しを行った結果、該当するものはなかった。

- ① 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務を相殺しているものは無い。
- ② 当期総利益は資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺していない。

<その他の指標>

・18 歳人口の減少による
志願者数への影響に伴う

4 計画的な収支計画に基づく運営

年度当初に収支計画を策定し計画的に運営を行った。令和 3 年度は、大学入学共通テストを安定的・継続的に実施するため、成績提供手数料を 1,200 円に増額改定したこと、旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅

	<p>建物 3階建、鉄筋コンクリート（延べ面積 14,356 m²）</p> <p>イ 講師寄宿舎</p> <p>所在 東京都目黒区駒場二丁目 20 番 2 号</p> <p>土地 923 m²</p> <p>建物 2階建、鉄筋コンクリート（延べ面積 679 m²）</p> <p>② 保有の必要性（法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等）</p> <p>センターは、大学が共同して実施する共通テストに関し、一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。</p> <p>大学の入学者選抜試験の一部である共通テストは、毎年 50 万人以上が出願しており、適切な問題の作成、セキュリティの確保及び膨大な量の採点等の処理などの業務を毎年着実に実施することが求められている。</p> <p>このため、下記の施設等が必要不可欠であり、現有資産を保有する必要がある。</p> <p>ア 施設</p> <p>i 6 教科 30 科目の試験問題を作成するに当たり、約 700 人の大学教員等が全国から集まる部会をセンター内で年間延べ 1,590 日開催し、作成・チェック等を行うためのスペース。</p> <p>ii 志願票の受付、共通テストの採点、成績処理するためのスペース。</p> <p>iii 共通テストの改善等のための研究を行うためのスペースの確保。</p> <p>イ 環境</p> <p>i 問題作成等の作業のために全国から来所した多数の教員等のための交通至便かつ近隣の宿泊施設。</p> <p>ii 共通テストの実施準備において、必要に応じて文部科学省、大学、高等学校関係団体との協議を行うことが可能となる立地。また、特に共通テスト当日において、緊急対応が必要となった場合には、文部科学省等に速やかに情報提供し、対応を協議するために迅速な往来が可能となる立地。</p> <p>③ 有効活用の可能性等の多寡</p> <p>センターでは、現有資産を有効に活用し、共通 1 次試験やセンター試験等の業務を長年に渡り安定的かつ着実に実施してきた。今後も現有資産を有効活用し、共通テストを滞りなく実施していく。</p> <p>④ 見直し状況及びその結果 及び ⑤ 処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、「現在地での施設・土地の</p>		
--	---	--	--

必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上で、平成 22 年度中に検討し、結論を得る。」との指摘を受けた。

このことから、センターでは、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、センターは、センター試験を着実に実施するためにも、また、経済効率的にも現在地で、今後 30 年以上使用可能である現有建物を活用して業務を実施していくことが最善であるとの結論を得た。

なお、講師寄宿舍については、令和元年度における講師寄宿舍の廃止決定に基づき、令和 2 年 9 月 30 日をもって廃止し、国庫納付に向けた手続を進めている。

⑥ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況

該当なし。

⑦ 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

大学入試センター本館については、センターと大学が共同して行う共通テストの実施に関して、約 700 人の大学教員等が全国から集まり年間延べ 1,590 日の部会を開催するなど、センターが一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。

保有する施設の必要性について、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、平成 23 年 3 月に、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であるとの結論を得たが、今後も引き続き不断の検証を実施する。

また、講師寄宿舍については、令和元年度における講師寄宿舍の廃止決定に基づき、令和 2 年 9 月 30 日をもって廃止し、国庫納付に向けた手続を進めている。

⑧ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舍以外の宿舍及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況

該当なし。

⑨ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組

共通テストの実施機関であり、セキュリティ上部外者の入構を制限しているが、OMR については外部利

<p><評価の視点> —</p>	<p>用を進めており高等学校卒業程度認定試験で利用されている。</p>		
----------------------------	-------------------------------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		評価	—
<主要な業務実績> — <その他の指標> ・短期借入金はあるか。ある場合は、その額及び必要性は適切か。 <評価の視点> —	<主要な業務実績> IV 短期借入金の有無及び金額 今期間中は特になし。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応> —		<評価に至った理由> — <今後の課題> — <その他事項> —	

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		評価	B
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・重要な財産の処分に 関する計画はあるか。 ある場合は、計画に沿 って順調に処分に向け た手続きが進められて いるか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分 講師寄宿舎は、令和2年9月30日をもって廃止し、国庫納付に向けた手続きを進めている。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B 廃止した講師寄宿舎について、国庫納付に向け た手続きを進めている。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>		<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、 概ね着実に業務が実施されたと 認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果 が妥当であると確認できたた め。</p> <p><今後の課題></p> <p>・廃止した講師寄宿舎について、 速やかに国庫納付に向けた手続 きを完了させるよう努めるこ と。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		評価	—
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> VI 重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況 今期間中は特になし。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応> —		<評価に至った理由> — <今後の課題> — <その他事項> —	

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		評定	B
<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> 利益剰余金はあるか。 ある場合はその要因は適切か。</p> <p><評価の視点> —</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>VII 利益剰余金の有無及びその内訳 利益剰余金は、3,114百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金1,925百万円、当期総利益1,189百万円である。</p> <p><利益剰余金が生じた理由> 前中期目標期間から繰り越した積立金1,925百万円及び成績提供手数料の増額改定による収入の増加、人件費や委員会旅費の減少等により当期総利益1,189百万円が生じたため。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 左記の理由により、利益剰余金は3,114百万円となった。</p> <p><課題と対応> —</p>		<p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p><今後の課題> ・中長期的な経営計画に基づき、必要に応じて期中の目的積立金とするなど、剰余金の有効活用について検討することが望ましい。</p> <p><その他事項> —</p>	

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和3年度）4-1 令和4年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B	
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・積立金の支出はあるか。ある場合は、その用途は中期計画と整合しているか。</p> <p>・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 積立金</p> <p>積立金は以下のとおりである。</p> <p>(1) 目的積立金の有無及び活用状況</p> <p>目的積立金はない。</p> <p>(2) 積立金の支出の有無及びその用途</p> <p>前中期目標期間繰越積立金を、不測の事態の対応として共通テスト追試験会場の47都道府県設置及び津波警報による岩手県立大学宮古短期大学部試験場の再試験の実施にかかる経費に充当した。</p> <p>2 内部統制</p> <p>内部統制の充実・強化に資するよう、以下を計画的かつ着実に実施した。</p> <p>(1) リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況</p> <p><環境の整備状況></p> <p>① 理事長の補佐体制</p> <p>理事長がリーダーシップを発揮するため、その下に理事長を補佐する「理事」、試験と</p>	<p><評価と根拠></p> <p>1 評価：B</p> <p>前中期目標期間繰越積立金については、積立金の支出はない。</p> <p>2 評価：B</p> <p>理事長がリーダーシップを適切に発揮できる環境の下、業務を遂行した。</p> <p>監事による理事長へのマネジメント等に関する監査や定期監査を通じ、内部統制に関するモニタリングを行った。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> <p>・理事長のリーダーシップの下、共通テストにおける新型コロナウイルス感染症や不測の事態への対応、また、成績提供手数料の値上げをはじめとした経営収支改善など、直面する課題に対応した。</p> <p><今後の課題></p> <p>・本試験2日目（1月16日）未明に発生したトンガ諸島の火山噴火による津波警報・注意報発令時の対応などを参考に、同様の事態を想定して「危機管理マニュアル」を見直し、共通テストの実施に影響を及ぼす事象への</p>		

<p>実・強化を図るため、内部統制委員会の開催や研修の実施を通じてコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行っているか。</p>	<p>調査研究の業務を総括する「試験・研究統括官」及びそれを補佐する「試験・研究副統括官」を置いている。</p> <p>② 役員会議</p> <p>理事長は、センターの業務運営等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補佐するため、理事、監事、試験・研究統括官、試験・研究副統括官、部長等で構成する「役員会議」を原則毎月開催した。</p> <p>また、役員会議には、全ての課長も出席し、必要に応じて意見を述べることとしており、ここで決定した事項等については各部課長等から全職員に周知している。</p> <p>③ 運営審議会</p> <p>理事長の諮問に応じ、センターの事業計画その他重要事項について審議するため、大学及び高等学校関係者等で構成する「運営審議会」を設置している。令和3年度は、令和2事業年度及び第4期中期目標期間の業務実績に関する評価や令和4年度年度計画（案）等について意見を聞き、理事長のマネジメントの参考とした。</p> <p>④ 権限の委任</p> <p>業務の効率化を図るため、定型的なもの及び軽易なものに限って権限を委任した。</p> <p>〈環境の機能状況〉</p> <p>⑤ 予算</p> <p>予算については、役員による各課からのヒアリング実施後、令和4年1月に新設した財務経営委員会における検討を踏まえ配分案を作成し、運営審議会及び役員会議の審議を経て、理事長が決定した。</p> <p>⑥ 人事</p> <p>教員人事については、選考に当たっては選考基準を設け、理事長を委員長とする教員人事委員会で審議の上、採用・再任を決定している。</p> <p>事務職員人事については、理事長の指示のもと、人事基本計画（理事長裁定）を策定</p>	<p>組織全体のリスクへの取り組みとして、共通テスト実施に係る「大規模震災対応マニュアル」及びセンターが大規模災害等により被災した場合においても役割を適切に果たすための「大規模災害時業務継続計画」の見直しについて審議し、必要な改定を行った。</p>	<p>備えを今一度確認する必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	--	--	---

し、大学等との人事交流等を行った。また、職員の採用に当たっては、センターの現状を考慮し、必要な資質能力を備えた者を採用した。

⑦ 研究開発

大学入学者選抜の改善、大規模一斉共通試験に関する研究を推進し、大学及び高等学校教育の振興に資するため、「大学入試センター研究ミッション」（平成 29 年 10 月策定）に基づく研究を推進するよう指示を行った。

(2) 組織にとって重要な情報等についての把握状況

① 参加大学等関係者からの情報把握

共通テストを実施するためには参加大学や高等学校関係者及び文部科学省との連携協力が必要不可欠である。そのため大学及び高等学校関係者で構成される「大学入学共通テスト企画委員会」及び「実施方法部会」を開催し、試験の実施方法の改善に関して、直接大学や高等学校の関係者から実情や意見・要望等を把握するとともに、文部科学省の会議や大学関係団体の会議に出席し、政府や大学の動向について、直接情報を把握した。

② センター内の情報把握

小規模な組織のメリットを活かし、理事長は、年度計画に沿って担当部課長から直接報告を受けるとともに、重要事項等については関係役職員を招集し情報を把握した。

(3) 役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況

① 役員会議等

年度当初に理事長が直接、役職員に対しミッションを周知徹底するとともに、役員会議等に出席・陪席している各部課長を通じ全職員に対し理事長の意思を周知徹底した。また、各種会議・研修等の機会を捉えて、理事長自ら職員に対して共通テスト実施体制、研究開発部の活性化、業務運営の改善、経費の節減合理化及び収入増加方策などについて見直し・改善するよう指示を行った。

② 部課長連絡会、教員会議等

理事を中心とした部課長連絡会（毎週開催）、研究開発部長を中心とした教員会議（毎月開催）の場を通じて、ミッションの周知徹底を図るとともに業務の進捗状況等の把握を行い、必要に応じ理事長に報告した。

(4) 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握状況、対応状況

① センターにおける最重要なミッションは、共通テストの着実な実施であり、その障害となるリスクを回避するため情報を把握するとともに必要に応じて対策を講じている。

② 東日本大震災による被災者等に対応するため、検定料等の免除を行った。

③ 共通テスト実施後、各大学・センター職員から意見・要望を聴取してリスク等を洗い出し、必要に応じて次年度からの共通テスト実施に反映させている。

④ センターの事業継続計画（BCP）がより有効に機能するよう、試験実施前・実施中・実施後に場合分けしている。

⑤ 大規模災害への対応

ア 共通テストの実施に影響を及ぼす大規模災害への対応のために、「危機管理マニュアル」を作成している。

イ 危機管理等委員会において、大規模震災発生による共通テスト実施のリスクへ対応するための「大規模震災対応マニュアル」及びセンターが大規模災害等により被災した場合においても役割を適切に果たすための「大規模災害時業務継続計画」の見直しについて審議し、必要な改定を行った。

ウ 平成 24 年度から、大地震発生時に役職員の安否をメールで確認するとともに緊急参集等の連絡を行うことができる安否確認システムを導入している。

エ 災害時の非常用食料、毛布、簡易トイレ等を計画的に整備している。

(5) 未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況

該当なし。

(6) 内部統制のリスクの把握状況、また、内部統制のリスクがある場合、その対応計画の作成・実行状況

センターにおける最大のリスクは、試験の実施に影響する試験問題の漏洩などセンターの信頼を損なう事態の発生である。これを防ぐため各部課において、リスクを把握して改善策を検討し取り組むとともに、不断の見直しを行ってきた。また、理事長は会議等の機会を捉えて役職員にミッションの周知徹底を指示するとともに、年度計画に沿って業務が行われているか担当部課長から報告を受けたほか、内部監査、監事監査等によるモニタリング実施結果の報告を受け、内部統制が有効に機能しているかチェックした。

① 試験問題など試験に係る情報管理については、より確実なものとするため不断の検証を行い、計画的にセキュリティ対策に取り組んだ。

② 会計処理については、内部監査を実施し、その結果を理事長に報告するとともに監事にも報告した。また、会計監査人による監査が実施され、監査報告書が理事長に提出された。

③ 契約については、平成 22 年 4 月に公表した随意契約の見直し計画に基づき、その改善に取り組むとともに、外部有識者を含む契約監視委員会による契約内容のチェックを行った。

④ 情報セキュリティについては、情報セキュリティ対策の自己点検結果を踏まえた監査を計画的に行い、その結果について最高情報セキュリティ責任者（CISO/理事）に報告した。

⑤ 共通テストを含む法人全体としての具体的リスク・対応等を整理している。

(7) 法令の遵守

<p>・監事監査や会計内部監査等を活用した定期的なモニタリングを行っているか。</p>	<p>職務の執行の公正性の確保、業務運営上の不正行為等の早期発見及び是正、また、公的研究費の適正な運営・管理及び研究活動における不正行為の防止等の観点から、関係規則の整備をするなど、業務に係る法令遵守に努めている。</p> <p>(8) 監事監査（資料編 p.28～29【資料 21】、【資料 22】参照）を通じたモニタリング</p> <p>① 監事が理事長へのマネジメント等に関する監査を通じ、マネジメント・内部統制に関するモニタリングを行った。</p> <p>監事監査では、中期目標を達成するため中期計画・年度計画の実施状況やその妥当性に留意した監査、理事長が内部統制を適切に整備・運用しているかを含めた理事長のマネジメントに留意した監査を以下のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事は、令和3年度の監査計画を立て監査の重点事項等について理事長に説明するとともに、役員会議において周知した。 ・上記監査計画に基づき、5～6月にかけて令和2事業年度の業務に関する定期監査を実施し、書類による監査を行い、業務の取組状況について監査した。 ・また、10月に令和3事業年度の業務について中間監査を実施し、定期監査のフォローアップを行った。 ・会計業務については、毎月月次監査を実施するとともに、決算監査について監査法人からヒアリングを行った。また、センターが行う内部監査結果についても報告を求めた。 ・センターの運営等に関する重要事項を審議する役員会議や運営審議会に出席し、理事長のマネジメントについて監査した。 <p>また、共通テストに関する実施方法委員会等に出席し、共通テストの企画段階における監査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通テストの実施面では、共通テスト本試験及び追試験当日は実施本部に常駐し、共通テストが確実に実施されているか等の実施状況を確認した。 ・日常的に、文部科学大臣等に提出する重要書類、契約に関する重要書類を監査した。 ・監事は、監査計画立案、監査報告に際して会計監査人と意見交換を行い、適切な監査を実施した。 		
---	--	--	--

<p>・国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するため、理事長のリーダーシップの下、効率的な業務運営に資する具体的方策を検討し改善につなげ</p>	<p>② 監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況</p> <p>監事監査の結果については、定期監査、中間監査ともに理事長及び理事に報告し、意見交換した。また、役員会議においても報告するとともに、留意点等について説明し、改善を求めた。この監査結果を受け、改善を要する業務については、これを踏まえて業務を行うよう理事長から指示し、改善を図った。</p> <p>③ 監事監査における改善事項への対応状況</p> <p>令和4年度共通テストでは、全体として指摘された点はなかった。調査研究活動については、体制の充実に向けて引き続き検討を求めた。</p> <p>(9) 会計内部監査</p> <p>会計内部監査に関する監査事項や監査員等の基本的事項を規定で定めた「会計内部監査の実施に係る取扱い」に基づき、令和4年2・3月に実施したが、問題となる事象は発見されなかった。その他、日常的に起こり得る不正行為やその他誤びゅう等の発生を防止・発見するため、監査担当係において会計書類の日常監査を実施した。</p> <p>(10) 会計監査法人による監査</p> <p>令和2年度の財務諸表等に対して、令和3年6月に会計監査人による監査が行われた。</p> <p>3 トップマネジメントの促進</p> <p>センターの使命及び社会的責任を果たすため、理事長のリーダーシップの下、文部科学省をはじめ参加大学や高等学校関係者との連携・協力の上、直面する課題に対応した。共通テストにおいては新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施し、18歳人口の減少に伴う検定料収入の減少を踏まえた財政基盤の確保の一つとして成績提供手数料の見直しを行った。また、研究開発戦略に基づき、試験評価解析研究部門を試験技術研究部門に、試験基盤設計研究部門を高大接続研究部門に変更し、研究開発機能の向上を図った。</p> <p>さらに、調査研究については、外部委員による評価結果や研究代表者からのヒアリングの結果を踏まえ、センター研究ミッションに沿った研究予算の配分を行い、計画的かつ着実に実施するよう促した。</p>	<p>3 評定：B</p> <p>理事長のリーダーシップの下、文部科学省をはじめ参加大学や高等学校関係者と連携・協力し、共通テストにおける新型コロナウイルス感染症対策や成績提供手数料の見直し、研究開発戦略等の策定など必要な方策を決定した。</p> <p>調査研究については、外部委員による評価結果や研究代表者からのヒアリングの結果を踏まえ、センター研究ミッションに沿った研究予算の配分を行った。</p>	
--	---	---	--

<p>るとともに、センターのミッションに沿った研究への戦略的な予算配分・執行を行っているか。</p> <p>・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく監査の実施結果も踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>・個人情報保護のセキュリティ強化を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。</p>	<p>4 情報セキュリティ</p> <p>情報セキュリティ対策として以下のことを計画的かつ着実にを行い、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んだ。</p> <p>(1) 情報システムに関するセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務ごとの機密性保持のため、ユーザー認証とユーザー権限を管理している。 ・サイバー攻撃等に対応するため、次世代ファイアウォール、ネットワーク監視装置等のセキュリティ対策機器を導入している。 ・セキュリティの向上を図るため、電子証明書を導入し外部／内部の DNS (Domain Name System) サーバやメールサーバ等の関係サーバの通信を暗号化している。 ・事務用電子計算機システムにおいては、個人情報等の機微な情報をインターネットなどの外部ネットワークから遮断されたクローズドネットワークで管理している。 ・端末の紛失、盗難、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するため端末に情報を残留させない機能を導入している。 ・全職員を対象に標的型メール攻撃に対応するための訓練を実施した。訓練実施後には初動対応方法についての周知及び攻撃型メールの注意喚起を併せて行った。 	<p>4 評価：B</p> <p>年度計画に基づき、情報セキュリティ対策を着実に行うとともに、全職員を対象とする研修会の開催や標的型メール攻撃に対応するための訓練を実施した。</p> <p>また、試験問題等の秘密保持、データの使用手順等のデータ管理のルールについて、職員及び試験問題作成委員に周知徹底を行い、適切な情報管理に努めた。</p>	
--	--	--	--

<p>・試験問題等のデータを厳格に管理するため、使用手順等のルールについて、職員及び試験問題作成委員に更なる周知徹底を行い、適切な情報管理に努めているか。</p> <p>・人事基本計画に基づき、新規職員の計画的な採用を行っているか。</p> <p>・大学等を取り巻く環</p>	<p>(2) 試験問題に関するセキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計算機システムを使用するとともに、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行うなど、厳格な管理体制を維持した。 ・試験問題の秘密保持、当該データの使用手順等のデータ管理のルールについて、試験問題作成委員に対しては、年度当初の分科会長会議において事務局から説明し確実に周知徹底を行うとともに、必要に応じて各部会の開催時に秘密保持の意識を高めるため分科会長を通じて周知を行っている。関係職員に対しても、試験問題の秘密保持のために必要な管理上のルール等について、事業第二課への配属時に説明するとともに、必要に応じて随時確認を行った。 ・管理上のルール等については必要に応じて随時見直し、改善を図ることとしており、変更があった場合には、関係職員をはじめ各部会委員に対し説明の上周知徹底を図り、適切な情報管理を行った。 <p>5 職員の能力向上</p> <p>人事基本計画に基づく取組については、以下の(1)～(7)を計画的かつ適切に実施した。(資料編 p.27【資料20】参照)</p> <p>(1) 人材確保</p> <p>① 新規採用について</p> <p>令和3年度は、職員の年齢構成バランスを勘案し、事務職員を「国立大学法人等職員採用試験合格者」のうちから5人採用した。</p> <p>② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」を踏まえた取組</p> <p>障害者の雇用については、重度身体障害者等を常勤職員として雇用しており、法定雇用率を達成した。</p> <p>(2) 職員研修</p>	<p>5 評定：B</p> <p>人事基本計画に基づき、適切に人材確保・育成を行うとともに大学等との人事交流を行いながら適正な人員配置を行い、常勤職員数の適正化を図った。</p> <p>また、職務遂行能力の向上、情報セキュリティ、内部統制の徹底を図るため、適宜研修を実施するとともに、国の機関等が主催する各種研修に職員を参加させた。</p>	
--	--	--	--

<p>境が変化の中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力の向上及び専門的知識の習得を目的として、職員の職位、実務経験等に応じて、外部団体の研修プログラムも活用しながら各種研修に職員を積極的に参加させるほか、職務に関連する専門的な知識・理解を得ることを目的として、センターで企画・主催する研修についても内容の充実に努めているか。</p> <p>・人事基本計画に基づき、センターの将来を担う専門的な知識を持つ人材を育成するために計画的に業務を経験させるほか、大学等との人事交流により必要</p>	<p>① 選択制研修（実施回数 12 回、参加者 12 人）</p> <p>職員の職務遂行能力を向上させるため、職場・職員のニーズにあった研修を受講できるよう民間業者が実施する公開講座を活用した選択制研修を実施した。</p> <p>② メンタルヘルス研修（実施回数 1 回、参加者 131 人）</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の中で外出自粛や在宅勤務が続いた状況もあり、メンタルヘルスの不調を事前に防止するため、全職員を対象とし、自席での動画視聴による「メンタルヘルス（セルフケア）講座」を実施した。</p> <p>③ 標的型メール訓練（実施回数 2 回、参加者 150 人）</p> <p>情報セキュリティ対策に係る教育の一環として、サイバー攻撃に対する役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、全役職員を対象に標的型メール訓練を実施した。訓練実施後には初動対応方法についての周知及び攻撃型メールの注意喚起を併せて行った。</p> <p>④ 国の行政機関、国立大学法人等が主催する研修（実施回数 9 回、参加者 21 人）</p> <p>職員の職位、実務経験に応じて資質能力の充実を図るため、計画的に国の行政機関、国立大学法人等が主催する職務階層別研修、教養研修及び実務研修に参加させた。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム統一研修 ・ 情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会 ・ 関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（財務の部） <p>(3) 人員の適正配置</p> <p>① 組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直し（p. 32 実績の欄(1)－1 参照）を行い、センター全体として適正に人員を配置した。</p> <p>② 職員の配置に当たっては、業務の性質、当該職員の能力・適性・希望を総合的に判断し行った。</p>		
---	---	--	--

<p>な資質能力を備えた人材の確保にも努めているか。</p> <p>・共通テストを着実に実施できる適切な配置を行っているか。</p>	<p>(4) 人事交流</p> <p>国立大学等と人事交流を行うとともに、私立大学からの研修生を受け入れた。(p.32 実績の欄(1)ー2 参照)</p> <p>(5) 雇用環境整備</p> <p>① 「次世代育成支援対策推進法」を踏まえた環境整備</p> <p>環境整備のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デー（毎週金曜日）を設けるなど、時間外勤務の縮減を図った。 ・年次有給休暇の計画的使用に取り組んだ。 <p>② 職員の心身の健康管理対策</p> <p>健康管理対策として、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部署にハラスメント相談員を配置した。 ・メンタルヘルス研修を実施した。 ・インフルエンザの予防接種を行った。 ・「心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援に関する要項」に基づき、円滑な職場復帰を進めるための支援を行った。 ・長時間労働者に産業医の面談を実施した。 ・衛生委員会を毎月開催し、健康障害の防止及び健康の保持増進を図るために空気環境測定等や職場巡視などを行った。 <p>③ 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>感染症対策として、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業・終業時刻を最大2時間の範囲内で繰上げ又は繰下げを可能とし、勤務時間の弾力的な運用として時差通勤を推奨した。 ・職員が感染症と診断された場合は就業禁止とした上で特別休暇とし、感染者の濃厚接触者として特定された場合等も特別休暇として取り扱った。 ・ワクチン接種時及びワクチン接種に伴う副反応が生じた場合は、特別休暇として取り扱うことができるようにした。 		
--	--	--	--

- ・在宅勤務を推奨、シフト制を組む等、出勤人数の削減や接触機会の減少を図った。
- ・手洗い・うがいなどを奨励するポスターを掲示した。
- ・令和2年度に引き続き、消毒液を、玄関やトイレに加え、執務室入口や会議室入口等にも設置した。
- ・外部委員が参加する各種会議等について、委員の移動や接触機会の減少にも配慮し、Web会議の実施を推進した。
- ・在宅勤務用にクラウド型リモートアクセスサービスや個人の携帯端末を利用した公水分計サービスを継続的に利用した。
- ・職員やセンターに常駐する業者職員の感染が確認された際には、全役職員に対して、掲示板で感染症対策の呼びかけを改めて周知した。

(6) 適正な人員配置

業務を効率的に遂行するため、組織全体の業務を精査し、適正な人員配置を行い、常勤職員数の適正化を図った。

【常勤職員数の推移表】(各年度4月1日現在) (人)

事業年度	理事長	理事	監事	試験・研究統括官	試験・研究副統括官	教授	准教授	助教	一般職 (事務・技術)	合計
平成25年度	1	1	1	1	1	4	6	4	76	95
平成26年度	1	1	1	1	2	4	5	4	74	93
平成27年度	1	1	1	1	1	3	6	4	76	94
平成28年度	1	1	1	1	2	3	6	4	※82	101
平成29年度	1	1	1	1	2	3	5	2	※99	115
平成30年度	1	1	1	1	1	5	5	1	※110	126
令和元年度	1	1	1	1	1	5	6	3	※110	129
令和2年度	1	1	1	1	1	5	5	3	※107	125
令和3年度	1	1	1	1	1	4	5	3	※99	116

※ 試験問題企画官(平成28年度0人・平成29年度7人・平成30年度12人・令和元年

<p>・センターや関係団体の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼しているか。</p>	<p>度 15 人)、試験問題調査官 (令和 2 年度 13 人・令和 3 年度 12 人) を含む。</p> <p>(7) その他</p> <p>1 年単位の変形労働時間制の実施</p> <p>事業部において、繁忙期と閑散期の隔たりが大きくその差を調整するために、令和元年度から導入した 1 年単位の変形労働時間制を、令和 3 年度も実施した。</p> <p>6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化</p> <p>関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化のため、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>(1) 参加大学の役割についての説明、参加大学の意思の反映 (I・1 再掲)</p> <p>共通テストが参加大学との共同実施であることを踏まえ、参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意見を「令和 4 年度共通テスト実施要領」等に反映させた。</p> <p>① 実施主体である参加大学の役割について説明するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター主催の協議会での説明 入試担当者連絡協議会 ※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、令和 2 年度と同様、参加大学専用の特設サイトで解説付きのスライド資料等を随時提供することなどにより、参加大学の入試担当者等に周知を行った。 ・依頼があった大学関係団体等の会議での説明・資料提供 国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議 (メール会議)、1 都 3 県世話大学入試担当課長連絡会、北海道地区実務担当者会議 (Web 会議) <p>② 参加大学の意思を反映するための取組</p> <p>大学側の意思がより適切に反映されるよう、共通テストの実施方法等を審議する大学入学共通テスト企画委員会の一部委員を、国公立大学の各団体からの推薦により委嘱している。</p> <p>また、令和 3 年度共通テスト実施後の取組状況調査において参加大学の意見を求め、令</p>	<p>6 評定：B</p> <p>関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化のため、左記のとおり、参加大学の役割についての説明や参加大学の意思を反映するための取組を行うとともに、参加大学との協働体制の構築・強化の推進を図った。</p> <p>また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組として全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会を主催するとともに、発表内容を刊行物にとりまとめた。</p> <p>さらに、各大学の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象とした「アドミッションリーダー研修」を実施した。</p>	
--	--	---	--

<p>・試験の円滑な実施に向けて、参加大学に対して、特設サイトを通じ意思疎通及び情報共有を図ること等により、協働体制の構築・強化を推進する。</p>	<p>和4年度共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。</p> <p>(2) 参加大学との協働体制の構築・強化の推進</p> <p>① 入試担当者連絡協議会</p> <p>従前、参加大学向けに入試担当者連絡協議会を実施していたところではあるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、参加大学専用の特設サイトにより、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領・監督要領・輸送要領・成績提供要領をもとに、令和4年度共通テストの実施方法の変更点や、新型コロナウイルス感染症対策として必要な事項を中心に試験実施業務等の具体的内容について周知を行った。</p> <p>特に、スライド資料について、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ周知しやすいように、実施要領等の解説を併せて提供するとともに、過去のトラブルや対応事例を精選し、関係者の理解を得るよう改善した。</p> <p>また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよう工夫した。</p> <p>② 監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底</p> <p>各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通テストは参加大学とセンターが協力して共同で実施する試験であること ・各担当の業務内容 ・前年度共通テストとの変更点 ・各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者に多大な影響を与えるおそれがあること ・不測の事態が発生した場合の対応方法等 ・新型コロナウイルス感染症対策 <p>さらに、監督業務を理解する上での補助資料として、視覚的に業務を理解してもらえ</p>		
--	---	--	--

<p>・大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行っているか。</p> <p>・業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、積極的な開示を行っているか。</p>	<p>るように、「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を制作し、参加大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。</p> <p>また、11月に参加大学に対し、関係教職員への留意点の周知徹底、体調不良を申し出た受験者対応の予行演習、英語リスニングの予行演習及びマニュアル整備を依頼する文書を11月に発出し、依頼した。</p> <p>(3) 大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組</p> <p>大学の入学者選抜方法の改善に関する研究交流の一層の推進に資するため、全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会を毎年主催し、共催大学とともに企画・運営を行っている。令和3年度大会については、福岡大学との共催によりオンラインで開催し、発表の内容を取りまとめた報告書及び論文集として「大学入試研究の動向」と「大学入試研究ジャーナル」を発行した。</p> <p>また、大学入試に係る研究成果について社会に発信するため、シンポジウムを開催した。さらに、各大学での入試関連業務はより複雑化し高度に専門化しつつあるため、各大学の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象に「アドミッションリーダー研修」を実施した。</p> <p>7 情報の公開</p> <p>以下の(1)~(4)のとおり計画的かつ積極的に公開した。</p> <p>(1) 通則法で定められた情報の公開（資料編 p.13【資料13】参照）</p> <p>以下の情報について、事務所に当該書類を備え置くとともに、センターのウェブサイトに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の任命（通則法 第20条第4項） ・ 業務方法書（通則法 第28条第3項） ・ 中期計画（通則法 第30条第4項） ・ 年度計画（通則法 第31条第1項） ・ 中期目標に係る事業報告書（通則法 第38条第2項） ・ 財務諸表等（通則法 第38条第3項）（令和3年11月 官報公告） 	<p>7 評定：B</p> <p>通則法で情報公開が定められているものについてはウェブサイトを活用して公開した。また、通則法で定められた以外のものについては、ウェブサイトや文部科学記者会への資料提供等を通じ積極的に公開した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
---	---	--	--

<p>・金融資産について保</p>	<p>IX その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員給与規則・役員退職手当規則（通則法 第50条の2第2項） ・職員給与規則・職員退職手当規則（通則法 第50条の10第2項） <p>(2) 通則法で定められた以外の情報の公開</p> <p>以下の情報について、センターのウェブサイト等に掲載した。</p> <p>① 管理・運営関係</p> <p>センターの沿革、組織、諸規則、業務実績に関する評価、調達等合理化計画、随意契約の状況、随意契約見直し計画、業務・システム最適化計画、業務内容別の職員数</p> <p>② 事業関係</p> <p>ア 共通テストの運営等</p> <p>共通テストの概要、出題教科・科目、受験案内、志願者数、実施結果、正解等、リスニングテストで使用するICプレーヤーの操作方法、Q&A</p> <p>イ 試験問題評価</p> <p>試験問題評価報告書（令和3年度共通テスト関係）</p> <p>ウ 調査研究活動の内容</p> <p>教員紹介、主な研究課題、研究紀要、大学入試研究ジャーナル</p> <p>なお、令和3年度のセンターのウェブサイト訪問件数は、6,601,091件（令和2年度：6,442,660件）であった。（資料編 p.12【資料12】参照）</p> <p>(3) 広報資料による情報の公開</p> <p>大学入試センター要覧（令和3年度）を刊行し、各国公立大学、及び関係者等に配布するとともに、センターのウェブサイトでも閲覧できるようにした。</p> <p>(4) 報道機関による情報の公開（資料編 p.14～15【資料14】参照）</p> <p>共通テストに関する諸資料について、適宜、文部科学記者会へ資料提供又は記者会見を行うとともにセンターのウェブサイトでも公表した。</p>		
-------------------	--	--	--

<p>有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。</p> <p>・資産の運用・管理資金の運用状況は適切か。</p> <p>・資金の運用体制の整備状況は適切か。</p> <p>・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。</p> <p>・債権の管理等貸付</p>	<p>(1) 金融資産の保有状況</p> <p>金融資産の名称と内容、規模、保有の必要性（事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性）</p> <table border="1" data-bbox="483 244 1240 312"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>金 額</th> <th>必要性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>4,217,089 千円</td> <td>共通テスト業務等に係る経費に充当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無</p> <p>該当なし。</p> <p>(3) 資金運用の実績</p> <p>1千円の運用益が発生した。</p> <p>(4) 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等）の有無とその内容</p> <p>資金の適正な管理及び安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金運用原則や運用方法を定めた「資金運用方針」を制定している。</p> <p>(5) 資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容</p> <p>大口定期預金による運用のみで行っていることから、資産構成及び運用実績を評価するための基準までは設けていない。</p> <p>(6) 資金の運用体制の整備状況</p> <p>「資金運用方針」により、資金計画に基づく安全運用を行った。</p> <p>(7) 資金の運用に関する法人の責任の分析状況</p> <p>資金の不足を生じることなく、安全かつ効率的な運用を行った。</p> <p>(8) 貸付金・未収金等の債権と回収の実績</p>	名 称	金 額	必要性等	現金及び預金	4,217,089 千円	共通テスト業務等に係る経費に充当。		
名 称	金 額	必要性等							
現金及び預金	4,217,089 千円	共通テスト業務等に係る経費に充当。							

<p>金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。</p>	<p>該当なし。</p> <p>(9) 知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況</p> <p>① 知的財産の保有の有無</p> <p>特許権 2 件。</p> <p>ア 発明の名称：リスニングテストに用いられる文書情報再生システム及び該文書情報再生システムに用いられる問題用紙</p> <p>イ 発明の名称：採点補助システム</p> <p>② 保有の必要性</p> <p>保有の必要性については、出願前にセンターに設置した発明委員会において検討している。この 2 件については、本発明の特許権を他の企業等が取得することにより、センターでの利用に支障が生じることを防ぐため保有する必要があると判断したものであり、今後は、情報技術の進展等を踏まえながら、適宜、保有の必要性について検討する。</p> <p>(10) 知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況</p> <p>整理等の予定はない。</p> <p>(11) 出願に関する方針の有無</p> <p>発明等に係る知的財産権の取扱いに関する基本的事項を定め、調査研究の成果の社会的活用を図ることを目的として、「独立行政法人大学入試センター発明等に係る知的財産権取扱規則」（以下「知的財産権取扱規則」という。）を制定している。</p> <p>(12) 出願の是非を審査する体制整備状況</p> <p>知的財産権取扱規則に基づき、職員等が行った職務発明等の審査等を行うため発明委員会を設置している。</p> <p>(13) 活用に関する方針・目標の有無</p> <p>現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用</p>		
--	---	--	--

<p>・実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取り組みは適切か。</p> <p>・中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであるため、活用に関する方針・目標については、未整備である。</p> <p>(14) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況 前述の発明委員会において、センターが承継した発明等の管理及び処分の審査を行う。</p> <p>(15) 実施許諾に至っていない知的財産について 現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであり、実施許諾による自己収入増を考慮したものではない。</p> <p>(16) 中期目標期間を超える債務負担とその理由 該当なし。</p>		
---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<p>I-1</p> <p>大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</p> <p>共通テストは、センター法第 13 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。</p> <p>また、共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。</p> <p>(1) 共通テストの問題作成</p> <p>共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</p> <p>大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的として大学が共同して実施する大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施するため、以下のことを円滑かつ適切に行う。</p> <p>共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、実施主体である参加大学の役割を明確にするとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、必要に応じて共通テストに係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。</p> <p>(1) 共通テストの問題作成</p> <p>高等学校学習指導要領に準拠した良質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行う。さらに、各教科・科目</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</p> <p>大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として大学が共同して実施する大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施するため、以下のことを円滑かつ適切に行う。</p> <p>共通テストは、大学が共同して実施しているものであることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）や関係団体の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼する。</p> <p>(1) 共通テストの問題作成</p> <p>高等学校学習指導要領に準拠した良質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行</p>

	<p>供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。</p> <p>このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題を作成する。</p> <p>また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。</p> <p>(2) 共通テストの円滑な実施</p> <p>共通テストは全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニ</p>	<p>の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する。</p> <p>① 試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領を整備し、試験問題の作成に当たる委員に対して周知徹底する。</p> <p>その上で、試験問題の作成に当たる委員の業務量の適正化を図りつつ、秘密保持を徹底する。また、これまでの試験実施結果を踏まえ、毎年問題を作成し、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等の点検を厳格に行う。</p> <p>② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで公開するとともに、その評価結果を次年度以降の問題作成に反映する。</p> <p>(2) 共通テストの円滑な実施</p> <p>共通テストに参加する国立、公立、私立の各大学等との緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる共通テストの円滑な実施や、受験者が安心して、安定的に共通テストを実施していくための対策、デジタル化への対応のため、以下のことを行う。また、試験の実施結果を踏まえて、</p>	<p>う。</p> <p>① 試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領について、必要に応じ見直しを行い、試験問題の作成に当たる委員に対して周知徹底する。</p> <p>その上で、試験問題や教科書データベース等の充実を図ることにより、試験問題作成委員の業務量を削減しつつ、秘密保持を徹底する。また、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等について、これまでの試験実施結果を踏まえ、令和4年（2022年）1月に実施する共通テスト及び令和5年（2023年）1月に実施する共通テストの問題作成及び点検を行う。</p> <p>② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで公開するとともに、その評価結果は共通テストの問題作成に反映する。</p> <p>(2) 共通テストの円滑な実施</p> <p>共通テストに参加する国立、公立、私立の各大学等の緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる令和4年度共通テストの確実な実施、安定的に共通テストを実施するための対策及びデジタル化への対応のために以下の</p>
--	---	---	---

	<p>マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、受験者が安心し、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。</p> <p>なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学を機会を広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。</p>	<p>次年度以降の試験の実施方法を改善する。</p> <p>① 秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、各種マニュアルを整備するとともに、参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を 100%とする。</p> <p>② 受験案内等を作成し受験者及び高等学校に配布するとともに、高等学校関係者に対して、インターネットを利用して解説資料等により、出願手続、受験上の留意点について周知徹底を行う。</p> <p>③ 試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ参加大学が設定する試験場等を効率的に活</p>	<p>ことを行う。また、令和 4 年度共通テストの実施に当たっては、令和 3 年度共通テストの実施結果を踏まえ、必要に応じて、試験当日の実施体制等の見直しを行う。</p> <p>① 秘密保持に十分留意の上、試験の円滑な実施や試験問題の適切な管理及び輸送に関する方針を定め、参加大学に配布する実施・監督・輸送等に関わる各種マニュアルについて、参加大学の意見も踏まえ、必要な改善を行う。</p> <p>また、参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトで留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料等を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を 100%とし、各参加大学において学内関係者に周知徹底を図るよう要請する。</p> <p>② 受験者及び高等学校に配布する受験案内等について、高等学校関係者の意見も踏まえ、必要な改善を行う。</p> <p>また、教育委員会を含む高等学校関係者に対して、出願手続、受験上の留意点等について、インターネットを利用して解説資料の提供等を行い周知するとともに、教育委員会を通じて、各学校において関係教員や生徒に周知徹底するよう要請する。</p> <p>③ 試験場・試験室の割り当て方法について、受験者の利便性や参加大学の立地状況を考慮しつつ、</p>
--	---	--	--

	<p>(3) 共通テストの採点・成績提供</p> <p>共通テストの採点及び成績提供を着実にを行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。</p>	<p>用する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>⑤ 電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。</p> <p>⑥ 障害のある者等に対する受験上の配慮について、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）等を踏まえ、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法、別室の確保等、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施するとともに、更なる充実に努める。</p> <p>(3) 共通テストの採点・成績提供</p> <p>① 成績請求データ等作成及び取り扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュアルを整備するとともに、参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。</p>	<p>試験を円滑に実施する観点から、効率的に試験場等を活用する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>⑤ 電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進めるため、関係団体との調整を行いつつ、課題の整理を行う。</p> <p>⑥ 障害のある者等に対する受験上の配慮について、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の施行等の状況を踏まえ、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法、別室の確保等、試験会場の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人一人の申請をきめ細かに確認して、適切に実施する。</p> <p>また、受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室を設定する大学に対して、確実に設定されるよう要請する。</p> <p>(3) 共通テストの採点・成績提供</p> <p>① 成績請求データ等作成及び取り扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュアルを整備するとともに、参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。</p>
--	--	---	--

	<p>(4) 高等学校学習指導要領等への対応</p> <p>新学習指導要領に対応した共通テストの実施方法等について検討を行い、令和6年度より実施する。</p> <p>なお、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行う。</p>	<p>② 情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行う。</p> <p>③ 試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、当該年度の入学選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知する。</p> <p>(4) 高等学校学習指導要領等への対応</p> <p>令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領（平成30年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した試験を適切に実施するため、文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行うとともに、実施方法等について検討し、令和6年度から着実に実施する。</p>	<p>② 令和4年度共通テストに係るシステム改修やプログラムのチェックなどのテストを確実に実施することにより、情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行う。</p> <p>③ 試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、令和4年度の入学選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知する。</p> <p>(4) 高等学校学習指導要領等への対応</p> <p>令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領（平成30年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した試験を適切に実施するため、文部科学省の「大学入試のあり方検討会議」など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行うとともに、実施方法等について検討を進める。</p>
<p>1-2</p> <p>大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究</p>	<p>2 大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究</p> <p>センター法第13条第1項第2号に基づき、センターは、大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。</p> <p>特に、センターは、大学入学選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。</p> <p>調査研究においては、真に必要なとされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評</p>	<p>2 大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究</p> <p>大学入学選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学や高等学校等と連携しつつ大学入学選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。</p> <p>調査研究を行う際、選定テーマにおける目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価結果を踏まえ、必要に応じて目標や評価の基準の見直しを行う。</p>	<p>2 大学の入学選抜方法の改善に関する調査研究</p> <p>大学入学選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学や高等学校と連携しつつ大学入学選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。</p> <p>調査研究を行う際に、選定テーマにおける目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価結果を踏まえ、必要に応じて目標や評価の基準の見直しを行う。</p>

	<p>価の基準の明確化を図るものとする。</p> <p>(1) 調査研究の在り方及び評価・公表</p> <p>将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組むことが必要である。</p> <p>このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。</p> <p>また、研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜方法の改善や、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案への活用を促し、その活用状況も含め、多様な手段で積極的かつ効果的に公表する。</p>	<p>(1) 調査研究の在り方及び評価・公表</p> <p>将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究、政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組む。こうしたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき、調査研究を着実に実施する。なお、研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用する。</p> <p>評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上とする。当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。</p> <p>また、研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、以下のことを行うとともに、活用状況の把握に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各大学や高等学校が利用しやすいよう積極的にホームページ等で公表する。 ② 国内外の学会や学会誌等で発表する。 ③ 国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料を提供する。 ④ センターが主体となり、各大学と連携して入学者選抜に関する研究協議を実施する。 <p>また、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組む。</p>	<p>(1) 調査研究の在り方及び評価・公表</p> <p>理事長のリーダーシップの下で策定した研究計画に基づき、共通テストに関する調査研究や大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究、政策的・社会的課題に対応した調査研究に取り組む。</p> <p>なお、研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用する。</p> <p>評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上とする。当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。</p> <p>また、研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、各大学や高等学校の利用を企図したホームページ等における積極的な公表や、国内外の学会や学会誌等での発表を行う。加えて、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料の提供を行うとともに、センターが主体となり各大学と連携した入学者選抜に関する研究協議を実施しつつ、活用状況の把握に努める。</p> <p>さらに、研究協議の場において研究成果を周</p>
--	---	---	---

	<p>(2) プロジェクト型研究の推進</p> <p>大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との有機的な連携を行う。</p> <p>(3) 共通テストに関する調査研究</p> <p>共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、良質の試験問題の作成に資する調査研究並びに科目間の得点調整及び本試験と追試験の比較に関する調査研究を行う。</p>	<p>(2) プロジェクト型研究の推進</p> <p>大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装を企図し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を行う。</p> <p>また、共同研究を推進するため、大学入試の研究者にとって魅力のある研究資源を定期的に収集・整理し、連携・交流する研究者に提供する。</p> <p>(3) 共通テストに関する調査研究</p> <p>共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、次に掲げる研究課題について、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図る。</p> <p>① 良質の試験問題の作成に資する調査研究</p> <p>② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究</p> <p>③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究</p> <p>④ その他共通テストの改善に関する調査研究</p>	<p>知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組む。</p> <p>(2) プロジェクト型研究の推進</p> <p>大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装を企図し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を行う。</p> <p>共同研究の推進においては、大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するため、大学入試研究に必要な研究資源を収集し、連携・交流する研究者に利用しやすいよう整理・分析を行う。</p> <p>(3) 共通テストに関する調査研究</p> <p>共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、次に掲げる研究課題について、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図る。</p> <p>① 良質の試験問題の作成に資する調査研究</p> <p>② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究</p> <p>③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究</p> <p>④ その他共通テストの改善に関する調査研究</p>
--	--	--	---

	<p>(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究</p> <p>大学入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜における Computer Based Testing(CBT)などの新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。</p> <p>(5) 試験情報の活用の推進</p> <p>教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。</p>	<p>(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究</p> <p>大学の入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。</p> <p>① Computer Based Testing(CBT)などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究</p> <p>② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究</p> <p>③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究</p> <p>④ その他大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究</p> <p>(5) 試験情報の活用の促進</p> <p>教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。</p>	<p>(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究</p> <p>大学の入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。</p> <p>① Computer Based Testing(CBT)などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究</p> <p>② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究</p> <p>③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究</p> <p>④ 大学で学ぶための基礎的学力の新たな評価測度の開発に関する調査研究</p> <p>⑤ 教育制度の一環としての大学入試制度・高大接続システムの調査研究</p> <p>(5) 試験情報の活用の促進</p> <p>教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を開始する。</p>
<p>I-3</p> <p>大学情報の提供等</p>	<p>3 大学情報の提供等</p> <p>センター法第 13 条第 1 項第 3 号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。</p>	<p>3 大学情報の提供等</p> <p>共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標</p>	<p>3 大学情報の提供等</p> <p>共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。なお、大学情報の提供</p>

		は、独立行政法人評価制度委員会通知（平成 27 年 11 月 17 日付独評委第 45 号）を踏まえた第 4 期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和 2 年度を除く。）の平均値（127,049 件）以上とする。	に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知（平成 27 年 11 月 17 日付独評委第 45 号）を踏まえた第 4 期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和 2 年度を除く。）の平均値（127,049 件）以上とする。
II-1 組織体制	IV. 業務運営の効率化に関する事項 1 組織体制 事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 組織体制 長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。 なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 組織体制 長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。 なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。
II-2 業務運営	2 業務運営 (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27	2 業務運営 (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等（以下「受益者負担の在り方等」という。）を見直すことで収支を改善し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財	2 業務運営 (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等（以下「受益者負担の在り方等」という。）を見直すことで収支を改善し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7

	<p>年5月25日総務大臣決定)に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。</p> <p>また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上削減する。</p> <p>※ 固定的な経費 = (一般管理費 + 事業費) - 変動費 - 特殊業務経費 - 退職手当</p> <p>変動費 = 受験者の増減により変動する経費</p> <p>特殊業務経費 = 新規・拡充等の特殊要因に係る経費</p> <p>(2) 共通テストについては、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。</p>	<p>政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。</p> <p>また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上を削減する。</p> <p>※ 固定的な経費 = (一般管理費 + 事業費) - 変動費 - 特殊業務経費 - 退職手当</p> <p>変動費 = 受験者の増減により変動する経費</p> <p>特殊業務経費 = 新規・拡充等の特殊要因に係る経費</p> <p>(2) 受験者の利便性に配慮しつつ、試験を円滑に実施する観点から、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組む。秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携を強化するため、参加大学における各種会議に参加するとともに役割分担の明確化に取り組む。</p>	<p>日閣議決定)(以下「見直しの基本方針」という。)の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保できるよう検討を行うとともに、収支差の平準化のための検討や「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組等を進めることにより、令和3年度当初に収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。</p> <p>また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上を削減することを念頭に、これまでと同様に効率的な執行を行いつつ削減可能な経費について検討を行う。</p> <p>※ 固定的な経費 = (一般管理費 + 事業費) - 変動費 - 特殊業務経費 - 退職手当</p> <p>変動費 = 受験者の増減により変動する経費</p> <p>特殊業務経費 = 新規・拡充等の特殊要因に係る経費</p> <p>(2) 受験者の利便性や都道府県別の参加大学の立地状況等を勘案しつつ、効率的な試験場・試験室の活用に取り組む。秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、問題冊子については、令和3年度共通テストの配付実績を踏まえ、印刷経費等の削減に取り組む。</p> <p>また、デジタル化の対応について、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進めるた</p>
--	--	---	--

	(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。	(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。	め、関係団体との調整を行いつつ課題の整理を行う。 さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図る観点から、参加大学における各種会議に参加する。 (3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業の業務ごとに予算と実績の管理を行う。
II-3 給与水準の適正化	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、引き続き、適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、適正な水準を維持するよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。
III-1~3 予算、収支計画及び資金計画	V. 財務内容の改善に関する事項	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。） 別紙1のとおり 2 期間全体に係る収支計画 別紙2のとおり 3 期間全体に係る資金計画 別紙3のとおり	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 当該年度に係る予算（人件費見積りを含む。） 別紙①のとおり 2 当該年度に係る収支計画 別紙②のとおり 3 当該年度に係る資金計画 別紙③のとおり

	<p>1 計画的な収支計画の作成</p> <p>18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。</p> <p>2 保有資産</p> <p>施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。</p>	<p>4 計画的な収支計画の作成</p> <p>18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営する。</p> <p>5 施設・設備に関する計画</p> <p>共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。</p>	<p>4 計画的な収支計画の作成</p> <p>18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保できるよう検討を行うとともに、収支差の平準化のための検討や既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営する。</p> <p>5 施設・設備に関する計画</p> <p>共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。</p>
<p><u>IV</u></p> <p>短期借入金の限度額</p>	<p>—</p>	<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>30 億円（年度当初の運営資金、不測の事態への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）</p>	<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>30 億円（年度当初の運営資金、不測の事態への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）</p>
<p><u>V</u></p> <p>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p>		<p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>講師寄宿舎（東京都目黒区駒場二丁目 20 番 2 号、923.51 m²）について、令和元年度における廃止決定を踏まえ、国庫納付を行う。</p>	<p>V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>講師寄宿舎（東京都目黒区駒場二丁目 20 番 2 号、923.51 m²）について、令和元年度における廃止決定を踏まえ、国庫納付に向けた手続を進める。</p>

<p>VI</p> <p>不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画</p>	<p>—</p>	<p>VI 不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画</p> <p>今期間中は特になし</p>	<p>VI 不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画</p> <p>特になし</p>
<p>VII</p> <p>剰余金の使途</p>	<p>—</p>	<p>VII 剰余金の使途</p> <p>不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。</p>	<p>VII 剰余金の使途</p> <p>不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。</p>
<p>VIII</p> <p>その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p>	<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。</p>	<p>VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>1 積立金の使途</p> <p>前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。</p> <p>2 内部統制</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。</p>	<p>VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>1 積立金の使途</p> <p>前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。</p> <p>2 内部統制</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催や研修の実施を通じてコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、引き続き監事監査や会計内部監査等</p>

	<p>2 トップマネジメントの促進</p> <p>国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。</p> <p>3 情報セキュリティ</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題に係る秘密保持を確保するとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>3 トップマネジメントの促進</p> <p>国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。</p> <p>4 情報セキュリティ</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題等のデータ管理を厳格に行い、試験問題に関する情報の管理のルールを厳格化した上で、関係者に更なる周知徹底を図るとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>を活用した定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。</p> <p>3 トップマネジメントの促進</p> <p>国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するため、理事長のリーダーシップの下、効率的な業務運営に資する具体的方策を検討し改善につなげるとともに、センターのミッションに沿った研究への戦略的な予算配分・執行を行う。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。</p> <p>4 情報セキュリティ</p> <p>政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく監査の実施結果も踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>試験問題等のデータを厳格に管理するため、使用手順等のルールについて、職員及び試験問題作成委員に更なる周知徹底を行い、適切な情報管理に努める。</p> <p>また、個人情報保護のセキュリティ強化を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策</p>
--	--	---	---

	<p>4 人材の確保・育成</p> <p>センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。</p> <p>5 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化</p> <p>試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。</p>	<p>5 人材の確保・育成</p> <p>センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。</p> <p>6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化</p> <p>試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。</p>	<p>の改善を図る。</p> <p>5 人材の確保・育成</p> <p>人材確保・育成については、センターの人事基本計画に基づき、新規職員の計画的な採用を行い、センターの将来を担う専門的な知識を持つ人材を育成するために計画的に業務を経験させるほか、大学等との人事交流により必要な資質能力を備えた人材の確保にも努めるとともに、共通テストを着実に実施できる適切な配置を行う。</p> <p>また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力の向上及び専門的知識の習得を目的として、職員の職位、実務経験等に応じて、外部団体の研修プログラムも活用しながら各種研修に職員を積極的に参加させるほか、職務に関連する専門的な知識・理解を得ることを目的として、センターで企画・主催する研修についても内容の充実に努める。</p> <p>6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化</p> <p>共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、センターや関係団体の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼する。また、試験の円滑な実施に向けて、参加大学</p>
--	---	---	--

	<p>6 情報の公開</p> <p>業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。</p>	<p>7 情報の公開</p> <p>業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、毎年度、積極的な開示を行う。</p>	<p>に対して、特設サイトを通じ意思疎通及び情報共有を図ること等により、協働体制の構築・強化を推進する。</p> <p>また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。</p> <p>7 情報の公開</p> <p>業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、積極的な開示を行う。</p>
--	---	--	--